

第81回国民体育大会 開催準備総合計画

①	年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	
	西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
	逆年	(開催9年前)	(開催8年前)	(開催7年前)	(開催6年前)	(開催5年前)	(開催4年前)	(開催3年前)	(開催2年前)	(開催1年前)	(開催年)	
	国体開催県	愛媛県	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県	栃木県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	
②	開催手続	開催内々定			県議会開催決議(H33.2)	開催内定		開催決定・会期決定		国体リハーサル大会		
		開催要望書提出 (平成27年4月17日)			中央競技団体 正規視察	開催申請書提出 (文部科学省・日スポ協)		文部科学省・日スポ協 総合視察				
③	県準備委員会(実行委員会)	組織	準備委員会						実行委員会			
			総会									
			常任委員会									
			総務企画専門委員会	広報・県民運動専門委員会			宿泊・衛生・観光専門委員会	警備・消防・防災専門委員会				
			競技運営専門委員会				輸送・交通専門委員会					
			施設整備専門委員会				式典・会場専門委員会					
	募集・協賛推進専門委員会				募金・協賛推進専門委員会							
	全体計画	開催基本方針等			開催基本構想策定		開催準備総合計画		開催準備総合計画		大会報告書	
	総務企画	会場地選定 経費負担	会場地市町村選定基本方針 会場地市町村選定基準 県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担細目	正式競技、特別競技、公開競技、 開・閉会式 会場地市町村選定(数次)	開催会場地の決定	デモンストレーションスポーツ会場地市町村選定						
	文化プログラム 行幸啓関係 総合案内						文化プログラム基本方針		文化プログラム実施計画・実施要項・募集		文化プログラムの実施	
競技運営	競技役員等養成基本計画 競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針	競技役員等養成事業	公開競技基本方針	記録業務基本方針	リハーサル大会 開催基準要綱	記録関係業務基本計画	記録関係業務運営要綱	競技役員等編成		総監督会議 記録本部		
競技用具	競技施設整備基本方針	競技施設基準	競技施設整備調査	競技施設整備計画	競技用具整備基本方針	競技用具整備計画	競技用具整備の推進			総合・競技別 プログラム		
競技・式典 会場 情報通信							県・市町村の競技施設及び式典会場整備の推進			情報通信本部		
広報運動	広報	広報基本方針・基本計画	愛称、スローガン、マスコットキャラクター、 イメージソング等 募集・決定	開催内定イベント	開催決定イベント	開催1年前イベント				全国報道者会議 報道本部		
宿泊衛生	宿泊						県民運動の指針(各種媒体の作成及び配布、花いっぱい運動等の実施団体の支援など)			ボランティアの募集・養成		
医事・衛生	医事・衛生						標準献立作成基本方針	標準献立普及実施要綱	標準献立普及講習	宿泊本部		
輸送交通	輸送・交通						医療救護要項	医事・衛生準備の推進(食品衛生、環境衛生、馬事衛生、防疫対策等)		救護本部・救護所 馬事衛生対策本部		
式典会場	式典 会場						全面輸送基礎調査	開・閉会式輸送実施計画		輸送本部		
警備消防	警備・消防						全国輸送計画・会場地輸送調整	交通規制計画		式典本部		
募金・協賛	募金・協賛						式典準備の推進(式典演技、式典音楽、炬火リレー、リハーサル等)	会場管理基本方針	会場管理基本計画	会場管理体制の整備		
④	準備組織等	市町村	市町村担当者会議			会場地市町村国体 準備委員会(随時設置)		会場地市町村国体実行委員会			市町村競技会実施本部	
		競技団体	競技団体担当者会議	競技運営計画・競技役員等養成計画の作成	競技役員等養成の推進							

第81回国民体育大会・第26回全国障害者スポーツ大会

第 8 1 回 国民体育大会 競技役員等 編成 基本方針

第 8 1 回 国民体育大会（以下「大会」という。）における 競技役員等 の編成は、大会における 競技会 の運営が円滑に行われるよう、次の基本方針に基づき実施する。

1 基本方針

- (1) 競技役員等 の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会 の定める「国民体育大会開催基準要項」（以下「要項」という。）及び同細則並びに「国民体育大会各競技会開催にあたる 競技役員編成基準」に基づき、第 8 1 回 国民体育大会 宮崎県準備（実行）委員会（以下「宮崎県準備（実行）委員会」という。）が、会場地市町村準備（実行）委員会及び県・中央競技団体と十分協議して行うこととする。
- (2) 競技役員等 の編成は、1 人 1 競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り 県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行うこととする。
- (3) 競技役員等 の編成は、競技団体及び会場地市町村関係者のみならず、広く 県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容

- (1) 競技役員等 の種類、定義及び編成方法並びに業務内容は、別表のとおりとする。
- (2) 競技役員等 の編成案は、会場地市町村準備（実行）委員会が競技団体等と協議の上作成し、宮崎県準備（実行）委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等 の編成に当たり、重複して 競技役員等（監督、コーチ及び選手を含む）となる可能性がある場合は、原則として次により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手並びに 競技役員等 の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2 競技以上にわたる 競技役員等 の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における 競技役員等 の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び 集団演技関係役員と 競技役員等 の重複については、その業務内容により認める。

【別表】 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容

	役 職 名	定 義	編 成 方 法	業 務 内 容
競技会運営 (試合等)	①競技会役員	要項第23 項第2号の 規定に該当 する者	名誉会長、会長、副会長、 顧問、参与、委員長、副委 員長及び委員	—
	②競技役員			
	審判員	競技の審判 に携わる者	○原則として、県内有資 格者 ○必要に応じて中央及び 近県競技団体関係者を 含める。	総括、総務、運営、 審判、記録、出発、 監察、放送、召集、 掲示、進行、報道、 表彰、救護、得点掲示、 会場、記録送受信、 総合成績計算 等
	運営員	競技会の運営 に携わる者 (審判員を除 く。)	○原則として、県競技団 体関係者と会場地市町 村関係者等 ○必要に応じて中央及び 近県競技団体関係者を 含める。	
③競技補助員	競技役員の 業務補助に 携わる者	会場地市町村及び周辺市 町村に在住する当該競技 関係者	競技役員の業務を補助	
競技会場運営	①競技会係員	宿泊・輸送・ 歓迎・駐車 場等の競技 会を支援す る間接的な 業務に携わ る者	会場地市町村関係者等	総括、総務、接待、 宿泊、輸送、警備、 駐車場、入場券販売、 施設管理、会場美化、 練習会場、会場整理、 プログラム販売、 受付案内、弁当、等
	②競技会補助員	競技会係員 の業務補助 に携わる者	会場地市町村及び周辺市 町村に在住する者	競技会係員の業務補助

注) 競技役員のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容である。

第 8 1 回国民体育大会競技役員等養成基本方針

第 8 1 回国民体育大会（以下「大会」という。）の競技運営に当たる競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の基本方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技運営を図るため、役員の負担軽減を考慮し、1 人 1 競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等は、県、会場地市町村、競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が重要となることから、各競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会場地及びその周辺において、できる限り確保できるよう養成する。

第 8 1 回国民体育大会競技役員等養成基本計画

第 8 1 回国民体育大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第 8 1 回国民体育大会競技役員等編成基本方針」及び「第 8 1 回国民体育大会競技役員等養成基本方針」に基づき、第 8 1 回国民体育大会競技役員等養成基本計画を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成事業

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会
 - ③ 中央及びブロックの競技団体主催の講習会への派遣
 - ④ 中央及びブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会

平成30年(2018年)7月9日
第2回常任委員会決定

第81回国民体育大会 競技施設基準



第 8 1 回 国 民 体 育 大 会
宮 崎 県 準 備 委 員 会

第 8 1 回国民体育大会競技施設基準について

第 8 1 回国民体育大会における競技施設面での準備を計画的かつ円滑に推進するため、競技施設に係る主な基準等を定めたものである。

- 1 この基準は、国民体育大会開催基準要項細則第 2 項（※）に規定する施設基準、各競技の競技規則及び先催県の例に基づき定めたものである。
- 2 この基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則による。
- 3 大会運営上及び管理上必要な施設及び面積等については、規則等に明確な定めのあるものを除き省略してあるものがあり、関連するスペース、施設の確保がさらに必要になる場合がある。
- 4 この基準は、県及び開催市町村等において、各中央競技団体等と調整を行い、弾力的な運用ができるものとする。
- 5 この基準に記載した内容については、今後、国民体育大会開催基準要項及び競技規則等の改訂に伴い、変更されることがある。

※ 国民体育大会開催基準要項細則第 2 項（公益財団法人日本スポーツ協会）

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等に当たっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県および市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

《 競 技 施 設 基 準 の 見 方 》

○ 「基準」及び「摘要」欄

国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項を記載。

（注）「規定」とは、各競技団体が定める規定をいう。

○ 「基準の主な内容」欄

競技場に関し、各競技団体の競技規則等に定められているもので主な内容を記載。

[] 内は、各競技団体の定める競技規則等の名称等を記載。

○ 「配慮すべき事項」欄

各競技団体の競技規則等に定めはないが、運営上、競技会の安全な開催及び先催県の例等から検討が必要と考えられる事項を記載。

○ 「先催県の事例」欄

先催県における、施設基準の弾力的な運用の事例を記載。

目 次

(競技番号)	(競 技 名)	(ページ)
1	陸 上 競 技	1
2	水 泳	2
3	サ ッ カ	4
4	テ ニ ス	5
5	ボ ー ト	6
6	ホ ッ ケ	7
7	ボ ク シ ン グ	8
8	バ レ ー ボ ー ル	9
9	体 操	10
10	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	11
11	レ ス リ ン グ	12
12	セ ー リ ン グ	13
13	ウ エ イ ト リ フ テ ィ ン グ	14
14	ハ ン ド ボ ー ル	15
15	自 転 車	16
16	ソ フ ト テ ニ ス	17
17	卓 球	18
18	軟 式 野 球	19
19	相 撲	20
20	馬 術	21
21	フ ェ ン シ ン グ	22
22	柔 道	23
23	ソ フ ト ボ ー ル	24
24	バ ド ミ ン ト	25
25	弓 道	26
26	ラ イ フ ル 射 撃	27
27	剣 道	29
28	ラ グ ビ ー フ ッ ト ボ ー ル	30
29	ス ポ ー ツ ク ラ イ ミ ン グ	31
30	カ ヌ	33
31	ア ー チェ リ ー	35
32	空 手 道	36
33	銃 剣 道	37
34	な ぎ な た	38
35	ボ ウ リ ン グ	39
36	ゴ ル フ	40
37	ト ラ イ ア ス ロ ン	41
38	高 等 学 校 野 球 (硬 式 、 軟 式)	42

競技名	陸上競技	競技番号	1
基準	日本陸上競技連盟公認の1種競技場 1	摘要	1周400mのサブトラック 1 投てき練習場 1
基準の主な内容			
<p>【第1種公認陸上競技場】</p> <p>◆新設の場合(陸上競技場専用と多目的の共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1周の距離 400m ・ 競走路 8レーンまたは9レーンとし、1レーンの幅は1m220とする。走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは、18mm以上とする。 ・ 距離の公差 +1/10,000以内 ・ 障害物競走設備 水壕は、レーンの内側または外側に設置する。 ・ 各種跳躍場及び各種投てき場 仕様に示す数とする。 ハンマー投と円盤投のサークルは兼用型でもよいが、砲丸投のサークルと兼ねてはならない。 ・ 高齢者、身障者への配慮 車椅子席を設置する。また、その動線を確保する。 ・ 用器具庫 2カ所以上とし、合計面積は500㎡以上とする。 ・ 夜間照明設備 1m220の高さで平均照度1,000ルクス程度とする。また、フィニッシュラインは1,500ルクス以上を確保する。 ・ 電光掲示板 設置することが望ましい。仮設でもよい。 ・ 監視カメラ 12箇所必要とする。 ・ 観客の収容数 15,000人以上(芝生を含む)とする。メインスタンドは、少なくとも7,000人程度で屋根付きとする。 ・ 雨天走路 メインスタンドまたはバックスタンド側に必要とする。 ・ 補助競技場 第3種公認陸上競技場とする。1周400mの全天候舗装で6レーン以上とし直走路は8レーンとする。 ・ 投てき練習場 主競技場の至近に設置する。 <p>◆既設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1周の距離 400m ・ 競走路 8レーンまたは9レーンとする。走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは18mm以上とする。 ・ 距離の公差 +1/10,000以内 ・ 障害物競走設備 水壕は、レーンの内側または外側に設置する。 ・ 各種跳躍場及び各種投てき場 仕様に示す数とする。 ハンマー投と円盤投のサークルは兼用型でもよいが、砲丸投のサークルと兼ねてはならない。 ・ 高齢者、身障者への配慮 車椅子席を設置する。その席数については、条例または行政と協議されたい。 ・ 用器具庫 2カ所以上とし、合計面積は500㎡以上とする。 ・ 夜間照明設備 1m220の高さで平均照度1,000ルクス程度とする。また、フィニッシュラインは1,500ルクス以上を確保する。 ・ 電光掲示板 設置することが望ましい。仮設でもよい。 ・ 監視カメラ 12箇所必要とする。 ・ 観客の収容数 15,000人以上(芝生を含む)とする。メインスタンドは、少なくとも7,000人程度で屋根付きとする。 ・ 雨天走路 メインスタンドまたはバックスタンド側に必要とする。 ・ 補助競技場 第3種公認陸上競技場とする。1周400mの全天候舗装で6レーン以上とし直走路は8レーンとする。 ・ 投てき練習場 主競技場の至近に設置する。 <p>[(公財)日本陸上競技連盟「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」及び「第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様」から抜粋]</p>			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

競技名	水泳競技(その1)	競技番号	2
-----	-----------	------	---

基準	日本水泳連盟公認のプール 1 競泳用50mプール 1 (隣接して25m補助プール 1) 2 飛込、シンクロナイズドスイミング用プール 1 (飛込用として10mの固定台と3mの飛板を備えていること。) 3 水球用プール 1	摘要	左記1、2、3は、至近距離にある異なった会場であることが望ましい。
----	---	----	-----------------------------------

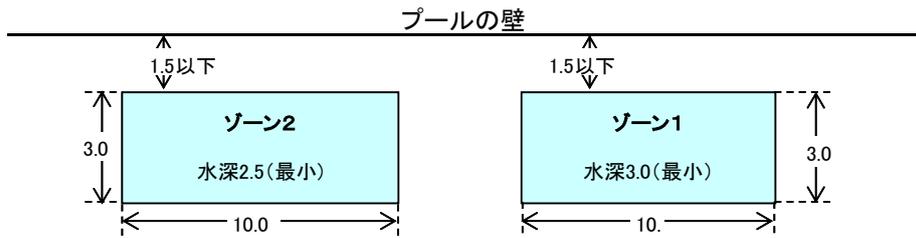
基準の主な内容

<p>1 競泳用50mプール【公認競泳プールのうち公称50m国内基準競泳プール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長さ 50.02m(タッチ板を両端壁に設置する場合) 50.01m(タッチ板をスタート台側のみに設置する場合) ・幅 17.90m以上 ・水深 1.35m以上 ・水温 25℃以上28℃以下 ・コース数・コース幅 7コース以上、コース幅は1コース2.50m ・プール両端の余裕 0.20m以上で休息だなの幅以上 ・自動審判計時装置 A級またはAA級を常設しなければならない。 ・練習施設 事情の許す限り50mプールを併設することとし、併設できないときは25mプールとする。ただし、競技者が容易に利用できる練習施設が近隣にある場合は、これに替えることができる。 <p>2 飛込用プール【公認飛込プールのうち国内基準飛込プール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛板 1m及び3m 各2基 ・飛込台 5m、7.5m、10m 各1基 ・水深 10m飛込台の基線上の水深4.50m ・水温 26℃以上 ・プールの方向 屋外プールにあつては飛板及び飛込台は北向きに設置することが望ましい。 ・波立て装置 競技者の水面確認を容易にするために、飛込施設の下に水面を攪拌する装置を設置しなければならない。 ・練習施設 1m飛板 : 競技用と別に2基 飛込練習台 : 飛込台と異なる側に助走及び踏切の練習用として、最低1基 <p>3 シンクロナイズドスイミング用プール【公認シンクロナイズド・スイミング競泳プールのうち国内基準シンクロ・プール】 (フィギア・ゾーン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技区域 縦10.0m×横3.0mの水域を2か所準備すること。 ・水深 一方の水域は水深3.0m以上、他方は水深2.5m以上とする。 ・水温 26℃以上28℃以下 ・設置要領等 【別図1】に示す。 ・プールの水 水底まではっきり見えるよう透明でなければならない。 <p>(ルーティン・ゾーン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技区域及び水深 12.0m×25.0m以上の水域を用意し、そのうちの12.0m×12.0m分は水深3.0m以上なければならない。残りの水域の水深は2.0mとする。 ・水温 26℃以上28℃以下 ・設置要領等 【別図2】に示す。 ・プールの水 水底まではっきり見えるよう透明でなければならない。 <p>4 水球用プール【公認水球プールのうち国内基準公認水球プール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技エリア 長辺:33.3m(ゴールライン間30.0m) 短辺:20.0m ・水深 2.00m以上とする ・水温 25℃以上27℃以下 ・バウンダリーライン ゴールラインの後方(外側)0.30mの位置に設置するものとする。 ・ゴールライン 各ゴールラインと後方のプール壁との距離は、1.66m以上とする。 ・設置要領 【別図3】に示す。 <p>※ 旧規則のもとで公認または認定されたプール 旧規則のもとで公認または認定を受けたプールについては、この規則に基づく公認または認定を受けたものとみなし、再公認または再認定を与える。</p>	
---	--

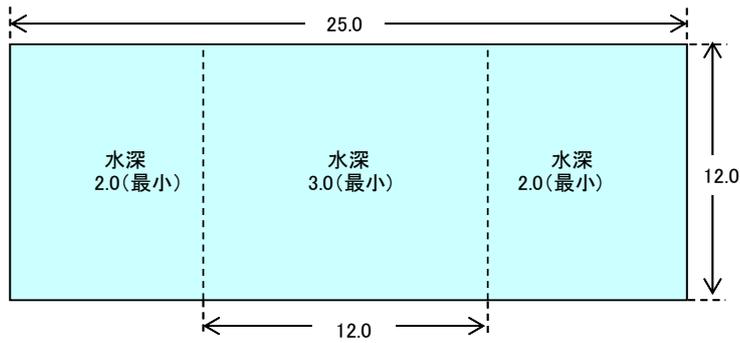
〔(公財)日本水泳連盟「プール公認規則」から抜粋〕

基準の主な内容

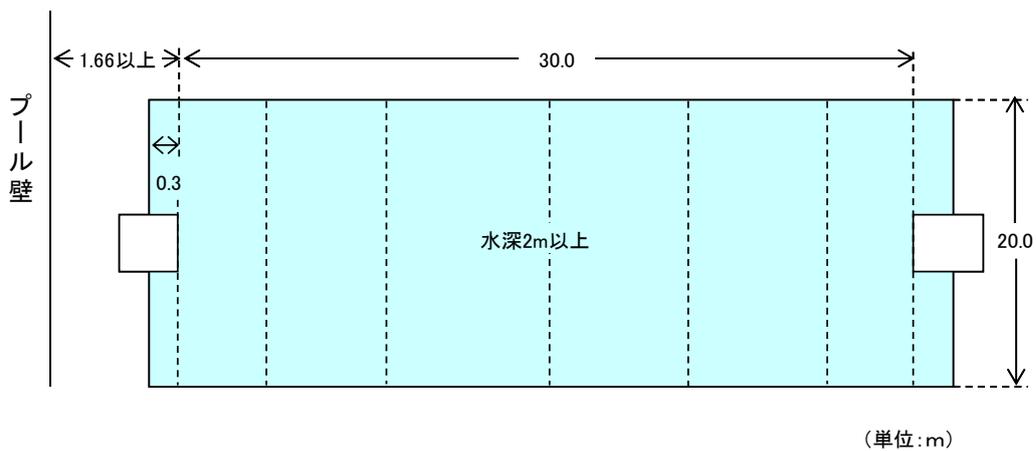
○【図 1】シンクロナイズドスイミング《フィギアゾーン》



○【図 2】シンクロナイズドスイミング《ルーティンゾーン》



○【図 3】水球用プール



(配慮すべき事項)

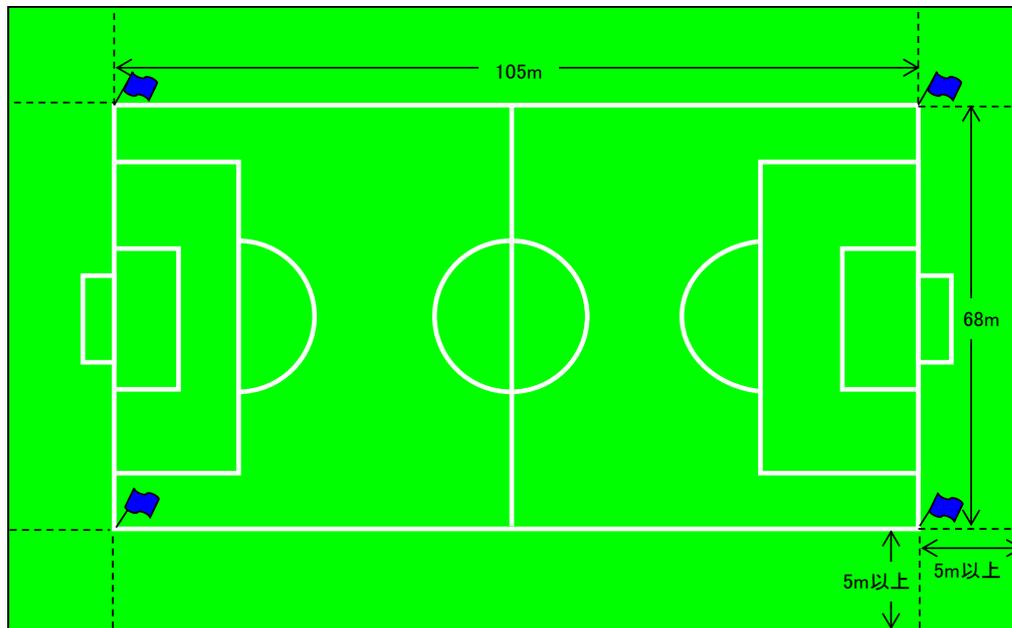
○ビデオ判定装置の設置が望ましい。

(先催県の事例)

競技名	サッカー	競技番号	3
基準	規定の競技場 芝生7面以上	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。 原則、天然芝とするが、全3面までJFA公認人工芝ピッチの使用を可能とする。

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



- 競技のフィールドの大きさは、「105m(タッチライン)×68m(ゴールライン)」とすること。
- 芝生面の余白(スペース)はタッチライン、ゴールラインそれぞれから5m以上確保すること。

〔(公財)日本サッカー協会 国体実施委員会「国民体育大会サッカー競技 施設ガイドライン」から抜粋〕

(備考) 日本国内での国際試合および国民体育大会等の全国的規模の大会でのフィールドの大きさは105m×68mとする。((公財)日本サッカー協会理事会決定 昭和60年11月21日)

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

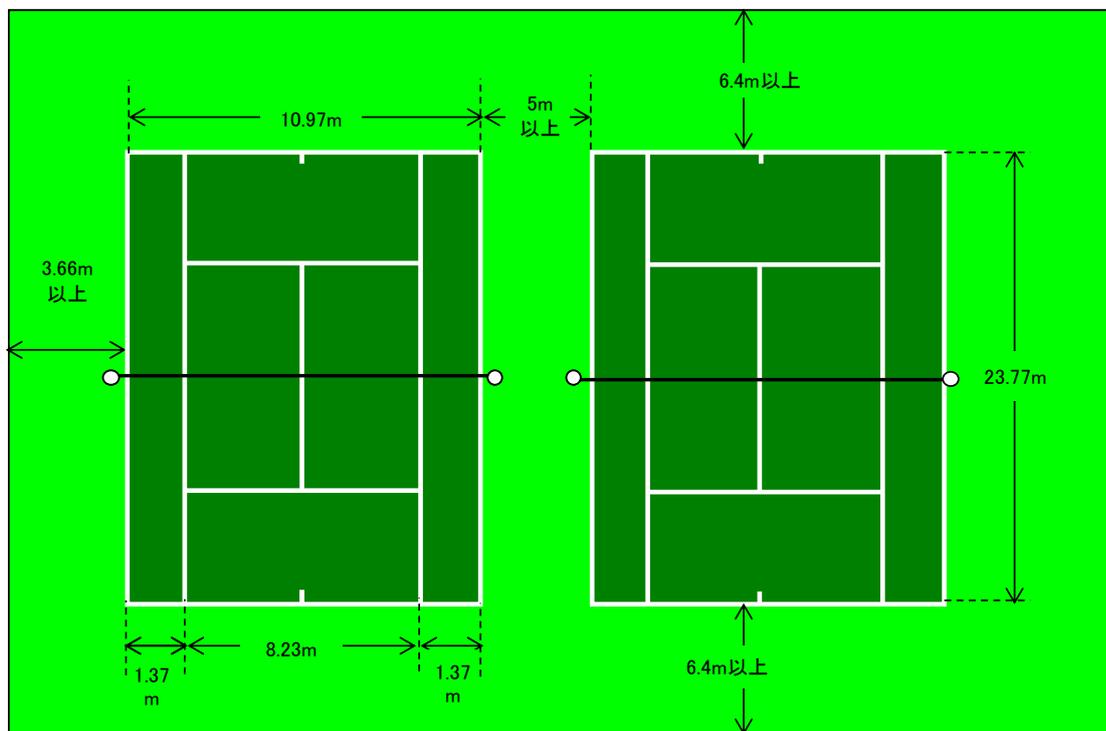
競技名	テニス
-----	-----

競技番号	4
------	---

基準	規定のコート 20面	摘要	2会場地に分かれる際は24面とする。
----	------------	----	--------------------

基準の主な内容

規定のコートは次のとおり。



- 配置：コートは各ブロック2～4面が望ましい。
なお、競技運営上、競技本部より見通しのできることが望ましい。
- 大きさ等：コート間5m、ベースラインよりフェンスまで6.4m以上を基本とする。
(テニスコートの建設マニュアルによる他、テニス規則による。)
- コートサーフェス：全天候型が望ましい。
なお、少年種別会場のサーフェスはハードコートを推奨する。
- コート照明：全テニスコートを対象に設置する。ただし止むを得ない事情のある場合は、最低4～8面でもよい。
コートの照度は、コート面から1mの高さで500ルクス以上を推奨する。

〔(公財)日本テニス協会「国体テニス競技の施設基準に関する細則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

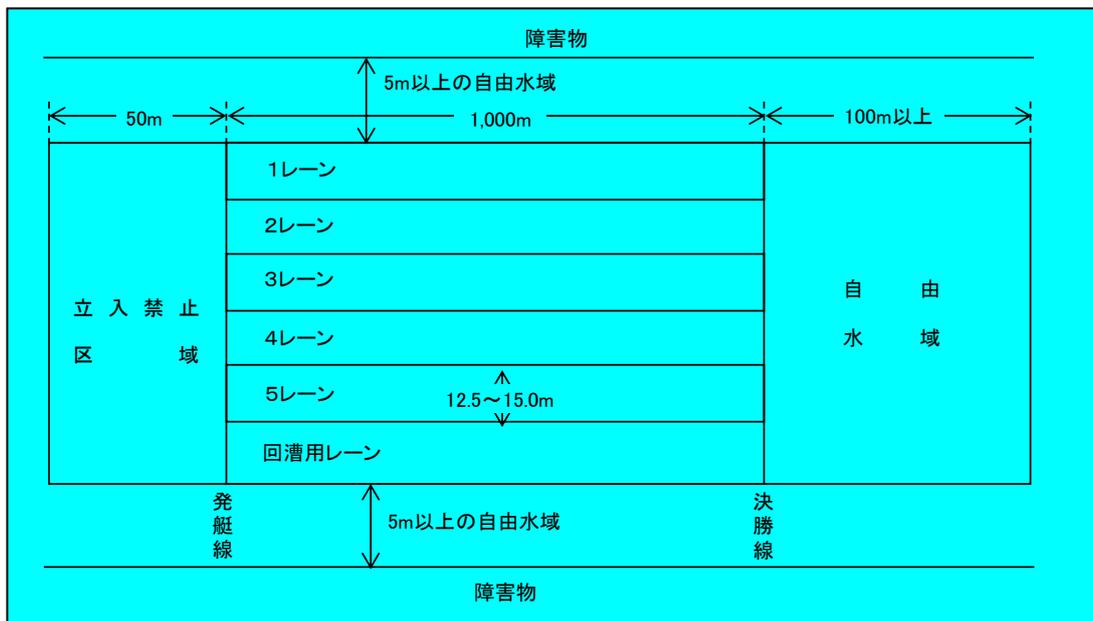
競技名	ボート
-----	-----

競技番号	5
------	---

基準	1,000mの5コースを有する水路 1、艇庫 1 (仮設でもよい) 回漕用として1コース程度を付設する水路	摘要	
----	---	----	--

基準の主な内容

コースは次のとおり。



- 国民体育大会ボート競技は、B級以上のコースで行う。
- 競漕レーンは、直線でなければならない。
- 決勝線の後方に、長さ100m以上の自由水域を設けなければならない。
- コースの各レーンは互いに平行し、各レーンの幅は標準13.5m、最小限12.5m、最大限15mとする。
- 競漕レーンの外境と岸、その他固定構築物との間には、5m以上の自由水域を設けなければならない。
- レーンの水深は、各レーンの深さが均等でない場合は3m以上、各レーンの深さが均等な場合は2m以上とする。
- コースに流れのあるときは、競漕レーンの全幅について同一の速さであり、かつ流速20cm/秒 (B級)を越えないことを原則とする。

[(公社)日本ボート協会「競漕規則」及び(公社)日本ボート協会「コース規格規定」から抜粋]

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

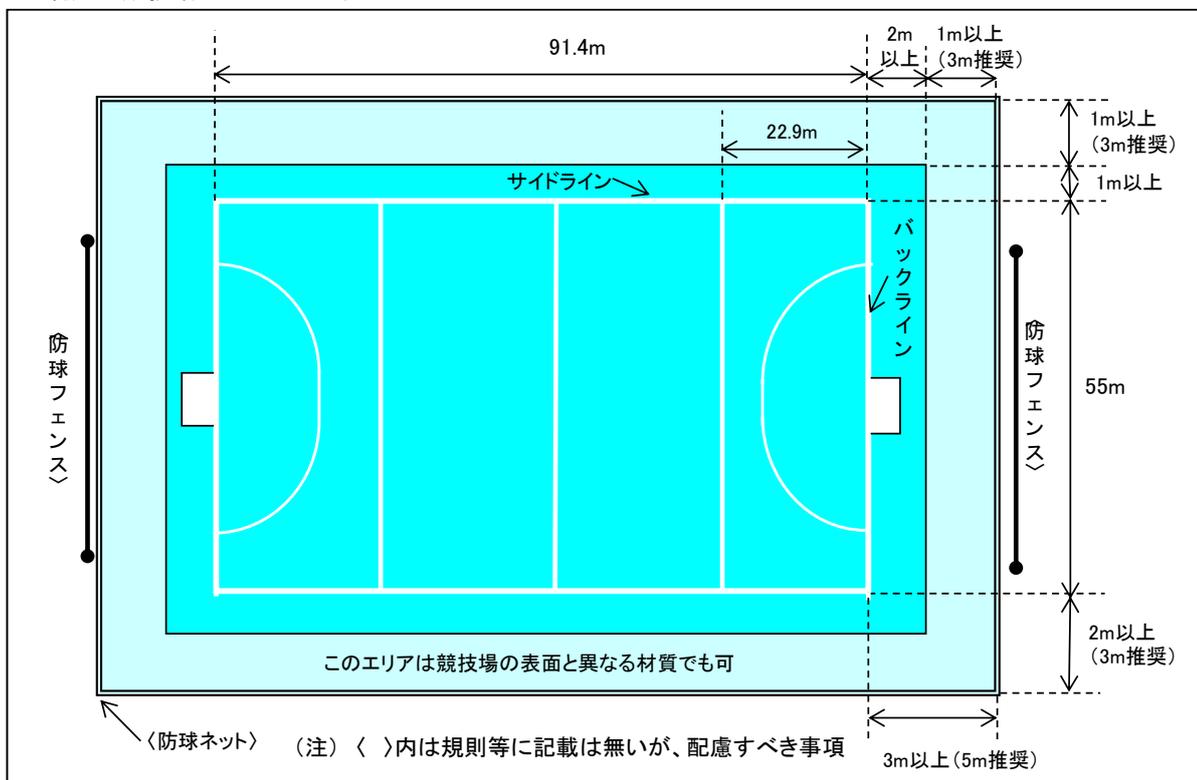
競技名	ホッケー
-----	------

競技番号	6
------	---

基準	規定の競技場2面	摘要	
----	----------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



- プレイフィールドは、幅55mのバックラインと長さ91.4mのサイドラインで仕切られた長方形である。
- 走り抜けるためのエリア(ラインから外のエリア)は、競技場の表面(人工芝等)と同質のものでなければならない。
- 競技場の表面と同質素材の範囲は、外のスペースにバックライン側は少なくとも2m、サイドライン側は少なくとも1mとし、それ以外の材質でもよいが、さらに外側に1m(四方)のエリアをとっておかなければならない。
- バックライン側は3mプラス2m(5m)、サイドライン側は2mプラス1m(3m)の空間をとることを勧める。

〔(公社)日本ホッケー協会「ホッケー競技場施設基準」から抜粋〕

- 競技場2面は、人工芝(うち1面は日本ホッケー協会公認)とする。

〔(公社)日本ホッケー協会「国民体育大会ホッケー競技施設基準(第4条)」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

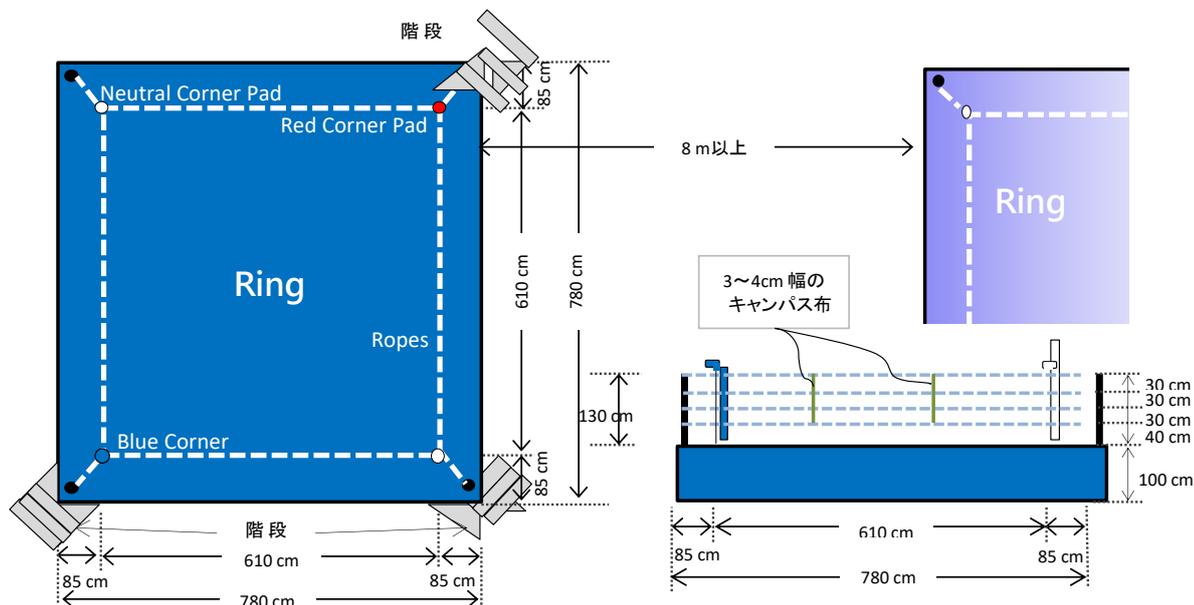
競技名	ボクシング	競技番号	7
-----	-------	------	---

基準	規定のリング2面を設置することができる体育館1 (床面積:縦40m以上×横35m以上) 検診、計量会場、医療室、グローピング室、選手練習場などの付帯施設	摘要	
----	--	----	--

基準の主な内容

規定のリングは次のとおり。

- (1) AIBA公認リングを使用しなければならない。ただし2013年6月以前に購入した日本ボクシング連盟公認のリングについてはこの限りでない。
- (2) リング・キャンバス等のサイズ…図参照 ※キャンバス地は青色とする。



(3) リングフロアー

- ①リングフロアーは、柔らかく質が高く弾力性のあるフェルトゴム、もしくは他の適した承認済みの素材をもちいること。厚みは1.5cm以上2.0cm以下とする。
- ②キャンバスは全床を覆い、滑りにくい素材からできていなければならない。

(4) リングロープ

- ①リングロープは安全な素材で覆われていること。
- ②リングにはコーナーポストそれぞれに4本のロープが取り付けられていること。厚さはカバーを除いて、太さはそれぞれ4cmとする。
- ③4本のロープの位置は、キャンバスから、40cm、70cm、100cm、130cmである。
- ④辺の4本のロープは3cmから4cm幅のキャンバス布2本で等間隔につなぐ。
- ⑤上の2本のロープはピンと張っていないなければならない。下の2本のロープは張りがきつすぎたはいけない。

(5) 階段

リングには3つの階段を備え付けること。その内の2つは競技者とセカンドが使用する赤・青コーナーに取り付け、残りの1つはDS側ニュートラルコーナーに取り付け、レフリーとリングドクターが使用する。
※ DS : ディプティスーパーバイザー

〔「(一社)日本ボクシング連盟競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

○リングの照度は1,200~1,500ルクスが望ましい(照明は仮設で可)。

(先催県の事例)

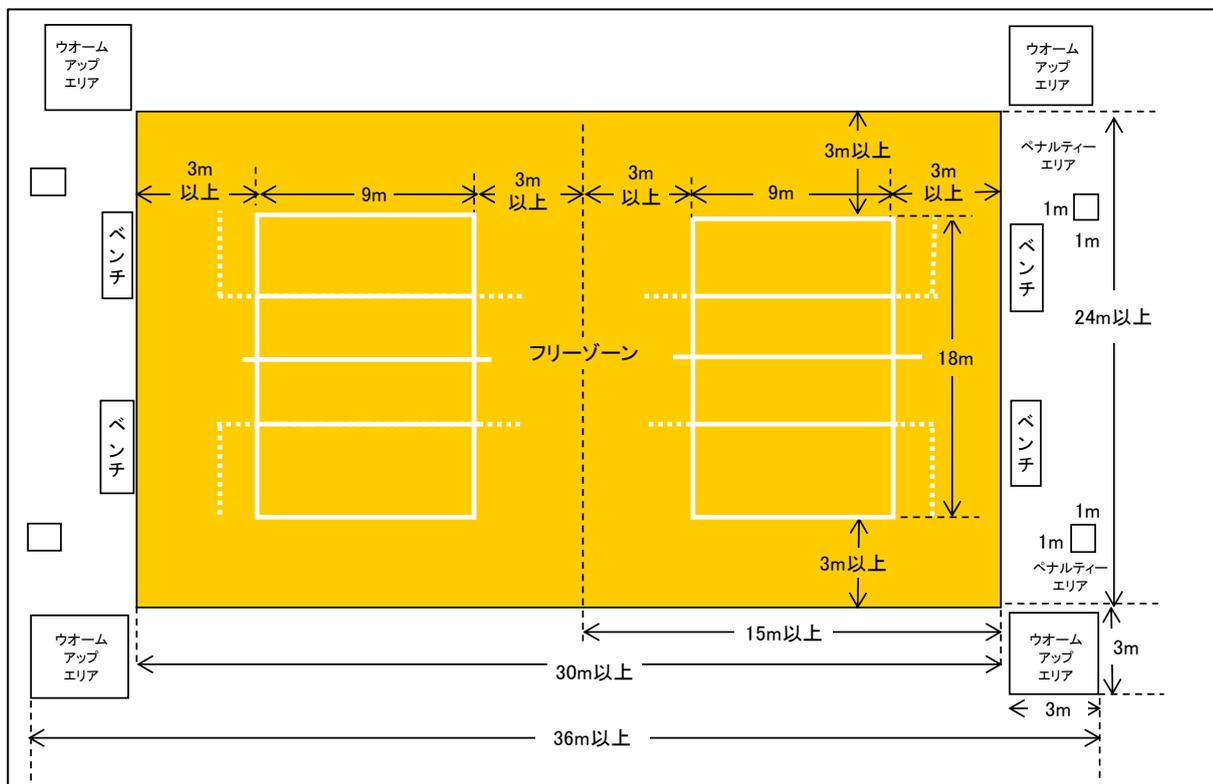
床面積:縦40m以上×横35m以上 ⇒ 縦36m×横30m(山口県)

競技名	バレーボール	競技番号	8
-----	--------	------	---

基準	規定の屋内コート8面	摘要	2会場以上に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。
----	------------	----	--

基準の主な内容

規定のコートは次のとおり。



- コートは18m×9mの長方形で、最小限3mの幅のフリーゾーンで囲まれている。
- フリープレー空間は、障害物が何もない競技エリアの上方の空間で、競技をする表面から、最小限7mの高さがなければならない。
- ネットの支柱は、サイドラインの外側0.5～1mの位置に設置する。
- ペナルティエリアは、それぞれのエンドライン延長線上の外側でコントロールエリア内に約1m×1mの広さで、2脚の椅子を用意し設ける。

〔(公財)日本バレーボール協会「バレーボール6人制競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

競技名	体 操
-----	-----

競技番号	9
------	---

基準	規定の各器具を設置することができる体育館 1	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	------------------------	----	---------------

基 準 の 主 な 内 容

規定の各器具を設置することができる体育館は次のとおり。

【体操競技】

- 競技場の広さ 2000㎡以上
- 競技場の高さ 12m以上
- 空調設備 選手に競技しやすい環境を提供できるよう冷暖房を完備していること

【新体操】

- 競技場の広さ 2000㎡以上
- 競技場の高さ 12m以上
- 演技面 内側13m×13m
その周りには最低1mの安全地帯を設ける
なお、演技台を設ける場合には最低2mとする。
- 空調設備 選手に競技しやすい環境を提供できるよう冷暖房を完備していること

※但し、地元の保有施設がこの限りでない場合には、別途検討、調整を図る。

〔(公財)日本体操協会「国民体育大会体操競技の会期及び施設、器械等のガイドライン」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 照度は、1000ルクス以上。

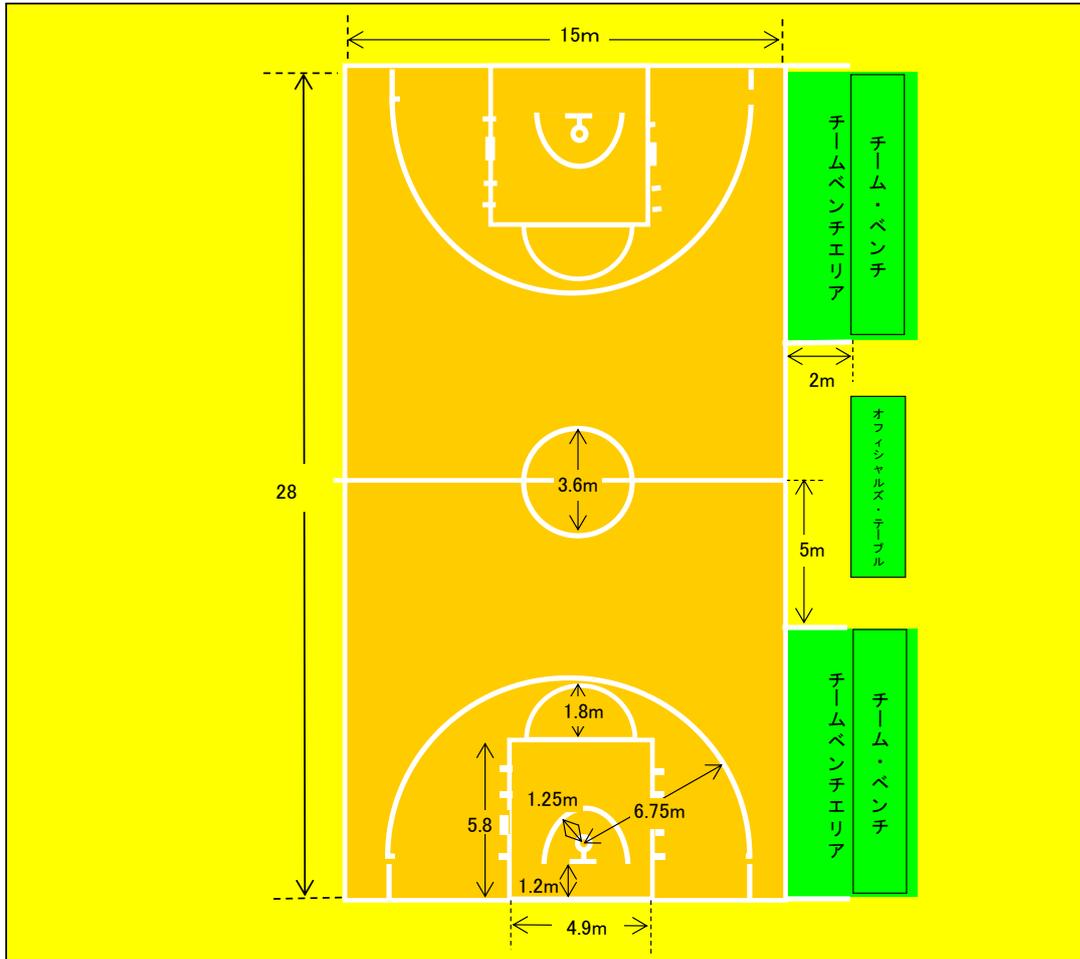
(先催県の事例)

競技名	バスケットボール	競技番号	10
-----	----------	------	----

基準	規定の屋内コート10面	摘要	近接であれば2会場地以上に分かれてもよい。
----	-------------	----	-----------------------

基準の主な内容

規定のコートは次のとおり。〔規則2.1〕



○コートは、チーム・ベンチにすわっている人を含むすべての障害物から2m以上離れていなければならない。

〔(公財)日本バスケットボール協会「バスケットボール競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- オフィシャル席をどちらのサイドにも設置可能にするため、また、プレーに障害のないようにするため、コートの境界線から障害物までの距離は5m以上が望ましい。
- 隣接するコートの間隔は、7m以上が望ましい。
- 照度はコート面上1mの高さで700ルクス以上とすることが望ましい。

(先催県の事例)

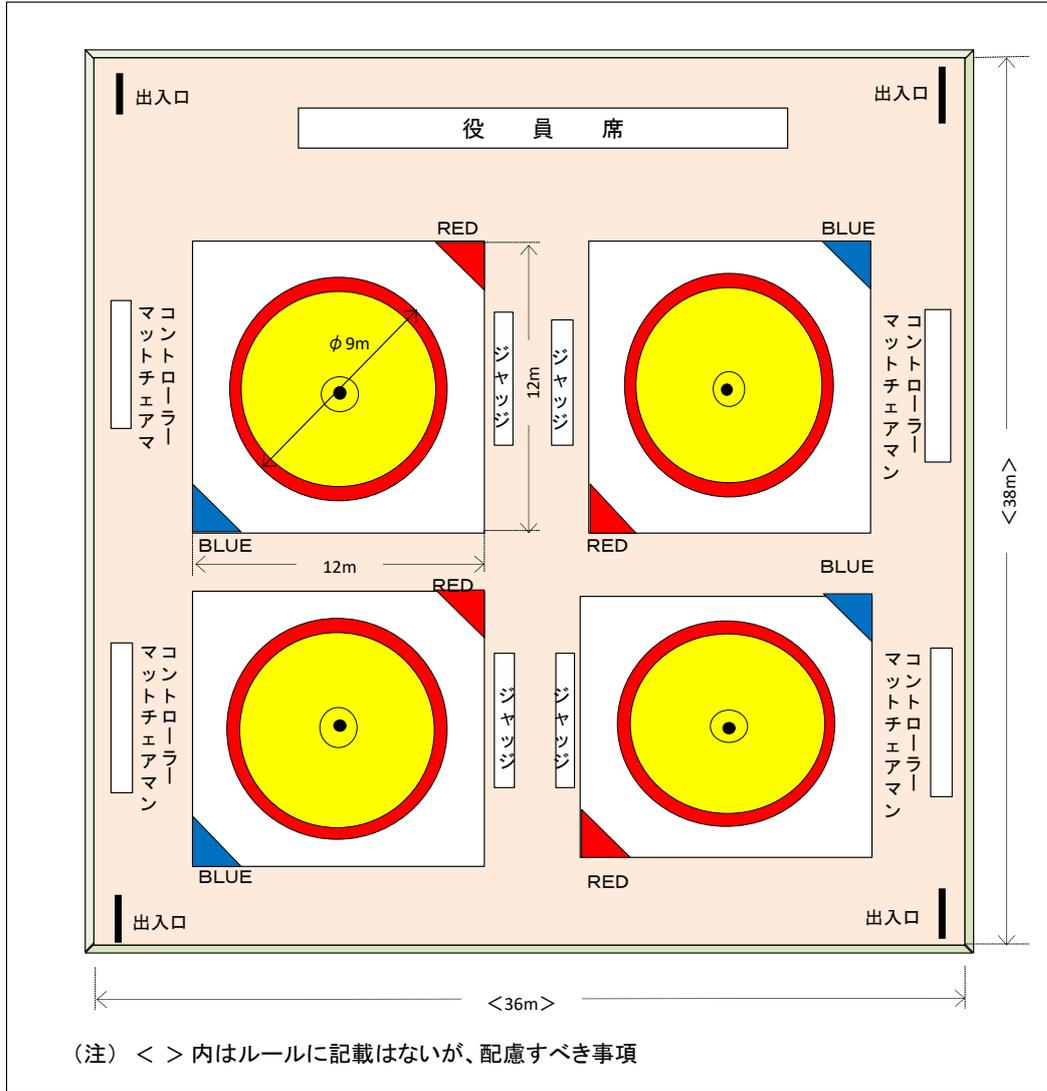
規定のコート10面⇒規定のコート7面(新潟県、千葉県、山口県、東京都、長崎県)

基準	規定のマット4面を設置することができる 体育館 1
----	------------------------------

摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	---------------

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



- マットは、9m直径の円形で、1.5m幅の同じ「厚さ」の補助部分を有するものとする。
 - マットに隣接する木質部分のフローアは、柔らかい材質で完全に覆わなければならない。
 - 競技会を円滑に運営するためにマット周辺には、適切な広さの、フローア残余部分を有しなければならない。
- 〔(公財)日本レスリング協会「レスリング国際ルール(第4条)」から抜粋〕

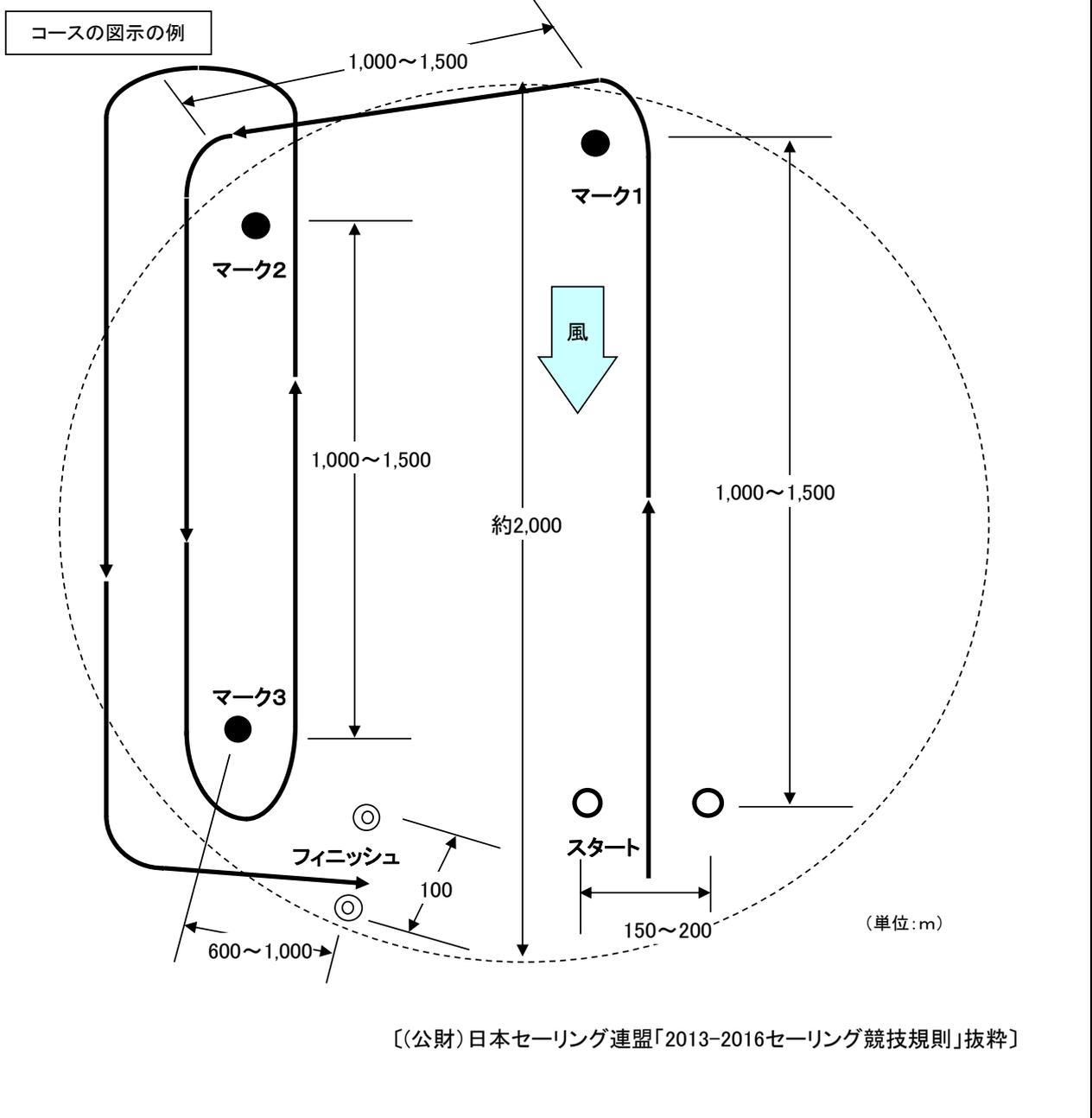
(配慮すべき事項)

- マットの余地は4mが望ましい。
- 観客の視野を確保するために、1.1mまでの高さの「プラットフォーム」上にマットを設営することが望ましい。

(先催県の事例)

基準	日本セーリング連盟が適当と認める水域 1(2海面) ヨットハーバー、艇庫及び競技運営棟(仮設でもよい)	摘要	
----	--	----	--

基準の主な内容



〔(公財)日本セーリング連盟「2013-2016セーリング競技規則」抜粋〕

(配慮すべき事項)

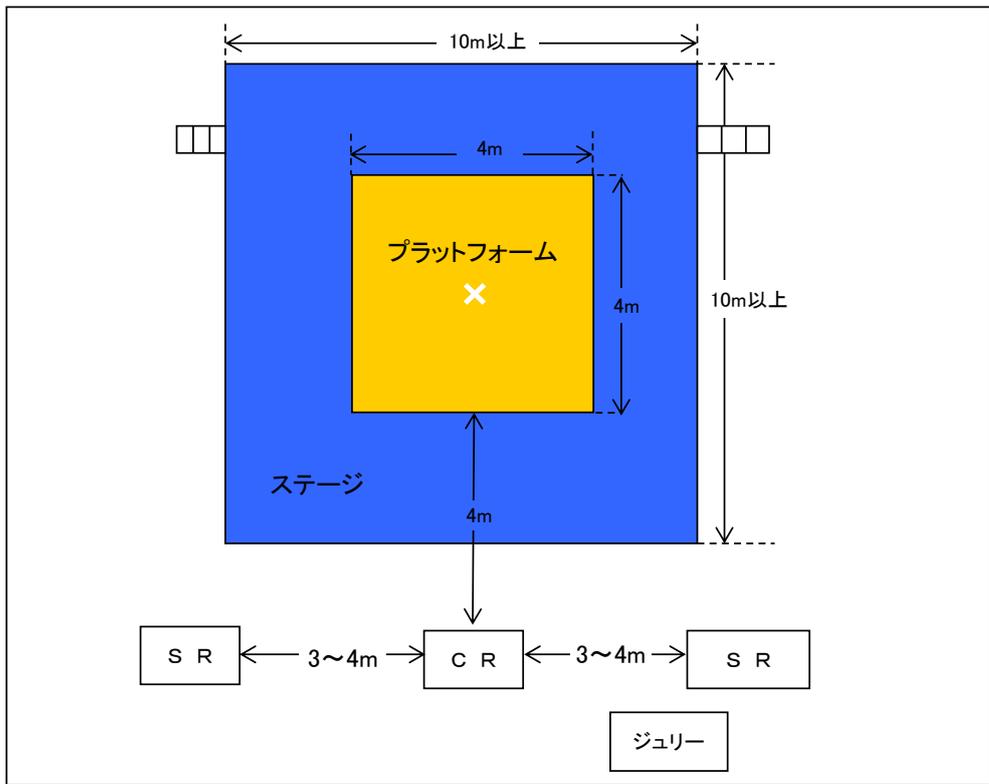
- 競技水域は、ヨットハーバーの近くにあることが望ましい。
- ヨットハーバーから競技水域まで十分の水深があることが望ましい。
- ヨットハーバーから競技水域まで杭・漁網などの障害物がないことが望ましい。
- ウィンドサーフィン用はヨットハーバー内に人工芝を張るか、砂浜が隣接していることが望ましい。

(先催県の事例)

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・競技会場は下記のいずれかとする。 ①規定のプラットフォーム1面を設置することができる施設 1 ②規程のプラットフォーム2面を設置することができる施設 1 ③規定のプラットフォーム1面を設置することができる施設 2 ・ウォーミングアップ場を各施設に1 (8セット以上のバーベルとプラットフォーム) ・練習会場 1 (10セット以上のバーベルと練習用プラットフォーム) 	摘要	<p>③の場合は両施設が近接していることが望ましい。</p> <p>競技日程は、競技会場が①の場合は5日間、②あるいは③の場合は3日間とする。</p>
----	--	----	---

基準の主な内容

規定のプラットフォーム等は次のとおり。



- プラットフォームは水平な4m四方とする。プラットフォームと周辺の床が類似した色である場合は、区別するために最低10cm幅の異なる色で縁取りしなければならない。
- プラットフォームは木・プラスチック又はその他の固い素材で作られていること。そして、それらは滑らないものでカバーされていてもかまわない。
- (プラットフォームの)厚さは10cmを超えてはならない。
- ステージの大きさは最低10m×10mとし、レフリー席およびジュリー席の床面からプラットフォーム表面までの高さは最大1mとする。プラットフォームには標準的な段差をもつ階段を備え付けておかなければならない。
- 競技場のもっとも近いところにウォーミングアップ場を用意しなければならない。ウォーミングアップ場は参加競技者数に応じて適切な数のプラットフォームなどが備えられていないといけない。

〔(一社)日本ウェイトリフティング協会「競技・競技会規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

○会場は、体育館または公会堂的なものとし、フロアの広さは1,000㎡～1,200㎡程度が望ましい。

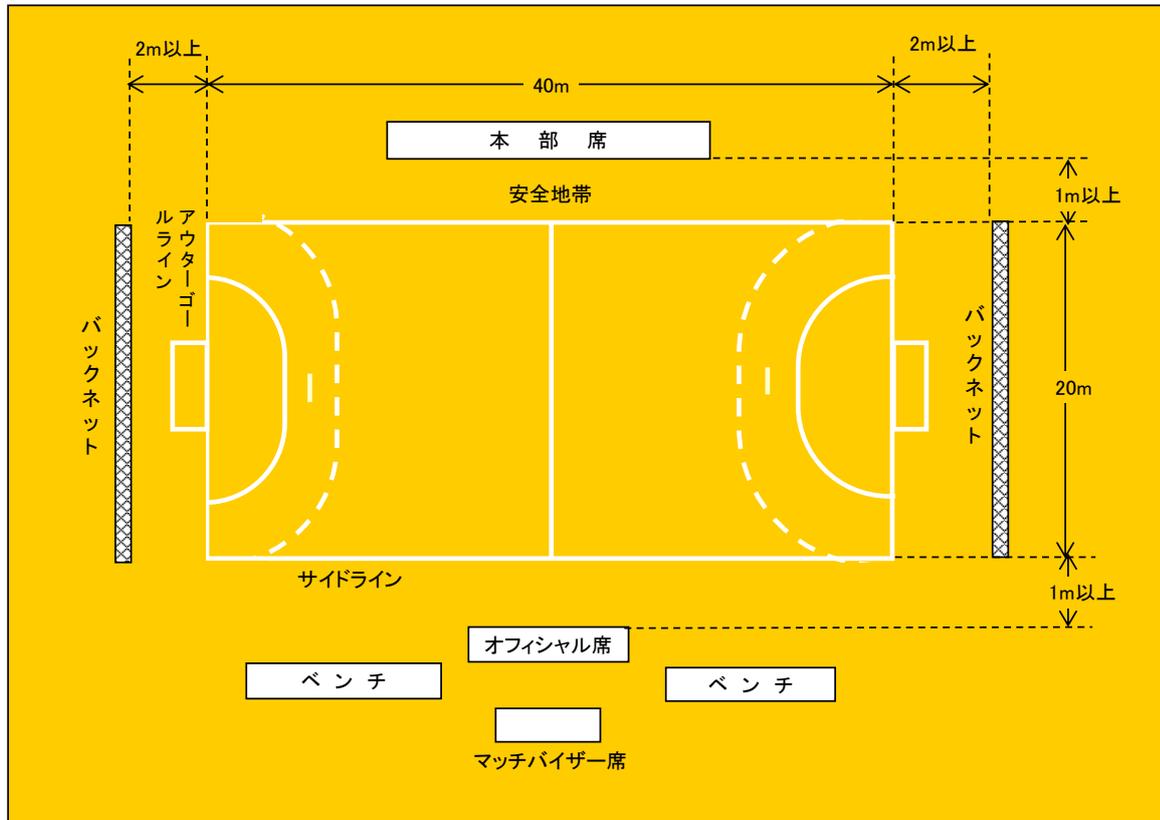
(先催県の事例)

競技名	ハンドボール	競技番号	14
-----	--------	------	----

基準	規定の屋内競技場6面	摘要	2会場地に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。
----	------------	----	---

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



○コート周囲には、サイドラインに沿って幅1m以上、ゴールラインの後方に幅2m以上の安全地帯を設けなければならない。

〔(公財)日本ハンドボール協会「ハンドボール競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)
屋内競技場6面⇒屋内競技場5面(山口県、岐阜県、東京都、長崎県)

競技名	自 転 車	競技番号	15																		
基準	規定の競技場 1 規定のロードレースコース(1週の周長が少なくとも10km以上であり、10～15kmを原則とする周回ロードコース)	摘要																			
基 準 の 主 な 内 容																					
<p>1 規定の競技場は次のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">①屋外競走路の周長</td> <td>500m、400m、333.33m、285.714m、および250mの5種類とし、競走路の幅員(路面実長)は7.0m～9.0mとする。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">②競走路の構造</td> <td>競走路の路面は、木造板張りまたはコンクリート舗装、アスファルト舗装をもって施工し、競走を安全に行うために必要な硬度及び強度を有し、平坦でかつ均一な材質でなければならない。また、濡れた場合にもできるだけ速く乾くよう不透水性であることが望ましい。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">③安全地帯</td> <td>競走路の内側に、ブルーバンドを含めて、最小幅員4mの安全地帯を設ける。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">④コーナー及びバンク</td> <td>競走路は、長さ15m以上の直線部、最小曲率半径を有する円曲線部およびこれらの直線部と円曲線部を結ぶ緩和曲線部を有する。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">⑤直線部</td> <td>通常6～8°の横断勾配をつけるが、緩和曲線部の横断勾配により調整する。ただし、15°を越えないようにする。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">⑥胸壁又は金網柵</td> <td>競走路と観客席を区画するために、競走路の外側に沿って、最低90cmの高さの胸壁を設ける。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">⑦競走路の標示線</td> <td>競走路の内縁から内側を最少走路の10%幅でブルーに塗り、これをブルー・バンドと称する。ブルー・バンドは競走には用いない。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">⑧補助走路</td> <td>インフィールド又は保護地帯の内側にウォーミングアップ、クーリングダウンのための補助走路を設ける。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">⑨インフィールド</td> <td>円滑な競技大会運営のために、インフィールドにいる人員が妨げにならないよう、インフィールドは走路より75～100cm低くすることが望ましい。 〔要項16〕</td> </tr> </table> <p>〔(公財)日本自転車競技連盟「競技規則 付表5-1: 自転車競技場および施設に関する基準要項」から抜粋〕</p> <p>2 規定のロードレースコースは、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民体育大会のロード・コースは、1周10km～15kmの周回コースであることを原則とする。 ○登坂路、降坂路とともに平坦な区間も含み、鉄道踏切、鋭角のカーブ、断崖、降り坂の急カーブ等の注意箇所のない舗装道路とする。また、選手団通過時に全面交通規制ができることが望ましい。 ○幅員は6m以上で、最後の1km地点からフィニッシュ・ラインの後方100mまでは最小8mとし、10m以上であることが望ましく、視距離前後200m以上とする。ただし、道路外が直ちに建物、壁、側溝、崖等になっている場合は配慮する。フィニッシュ地点は平坦もしくは上り坂とする。 ○1日ロード・レースの場合は、スタート・フィニッシュが同一点であることが望ましい。 ○随行車両がフィニッシュ・ラインを横切らずに駐車場へ入れる迂回路があること。 <p>〔(公財)日本自転車競技連盟「競技規則 付表5-2: ロードレースのコースに関する基準要項」から抜粋〕</p>				①屋外競走路の周長	500m、400m、333.33m、285.714m、および250mの5種類とし、競走路の幅員(路面実長)は7.0m～9.0mとする。	②競走路の構造	競走路の路面は、木造板張りまたはコンクリート舗装、アスファルト舗装をもって施工し、競走を安全に行うために必要な硬度及び強度を有し、平坦でかつ均一な材質でなければならない。また、濡れた場合にもできるだけ速く乾くよう不透水性であることが望ましい。	③安全地帯	競走路の内側に、ブルーバンドを含めて、最小幅員4mの安全地帯を設ける。	④コーナー及びバンク	競走路は、長さ15m以上の直線部、最小曲率半径を有する円曲線部およびこれらの直線部と円曲線部を結ぶ緩和曲線部を有する。	⑤直線部	通常6～8°の横断勾配をつけるが、緩和曲線部の横断勾配により調整する。ただし、15°を越えないようにする。	⑥胸壁又は金網柵	競走路と観客席を区画するために、競走路の外側に沿って、最低90cmの高さの胸壁を設ける。	⑦競走路の標示線	競走路の内縁から内側を最少走路の10%幅でブルーに塗り、これをブルー・バンドと称する。ブルー・バンドは競走には用いない。	⑧補助走路	インフィールド又は保護地帯の内側にウォーミングアップ、クーリングダウンのための補助走路を設ける。	⑨インフィールド	円滑な競技大会運営のために、インフィールドにいる人員が妨げにならないよう、インフィールドは走路より75～100cm低くすることが望ましい。 〔要項16〕
①屋外競走路の周長	500m、400m、333.33m、285.714m、および250mの5種類とし、競走路の幅員(路面実長)は7.0m～9.0mとする。																				
②競走路の構造	競走路の路面は、木造板張りまたはコンクリート舗装、アスファルト舗装をもって施工し、競走を安全に行うために必要な硬度及び強度を有し、平坦でかつ均一な材質でなければならない。また、濡れた場合にもできるだけ速く乾くよう不透水性であることが望ましい。																				
③安全地帯	競走路の内側に、ブルーバンドを含めて、最小幅員4mの安全地帯を設ける。																				
④コーナー及びバンク	競走路は、長さ15m以上の直線部、最小曲率半径を有する円曲線部およびこれらの直線部と円曲線部を結ぶ緩和曲線部を有する。																				
⑤直線部	通常6～8°の横断勾配をつけるが、緩和曲線部の横断勾配により調整する。ただし、15°を越えないようにする。																				
⑥胸壁又は金網柵	競走路と観客席を区画するために、競走路の外側に沿って、最低90cmの高さの胸壁を設ける。																				
⑦競走路の標示線	競走路の内縁から内側を最少走路の10%幅でブルーに塗り、これをブルー・バンドと称する。ブルー・バンドは競走には用いない。																				
⑧補助走路	インフィールド又は保護地帯の内側にウォーミングアップ、クーリングダウンのための補助走路を設ける。																				
⑨インフィールド	円滑な競技大会運営のために、インフィールドにいる人員が妨げにならないよう、インフィールドは走路より75～100cm低くすることが望ましい。 〔要項16〕																				
(配慮すべき事項)																					
(先催県の事例)																					

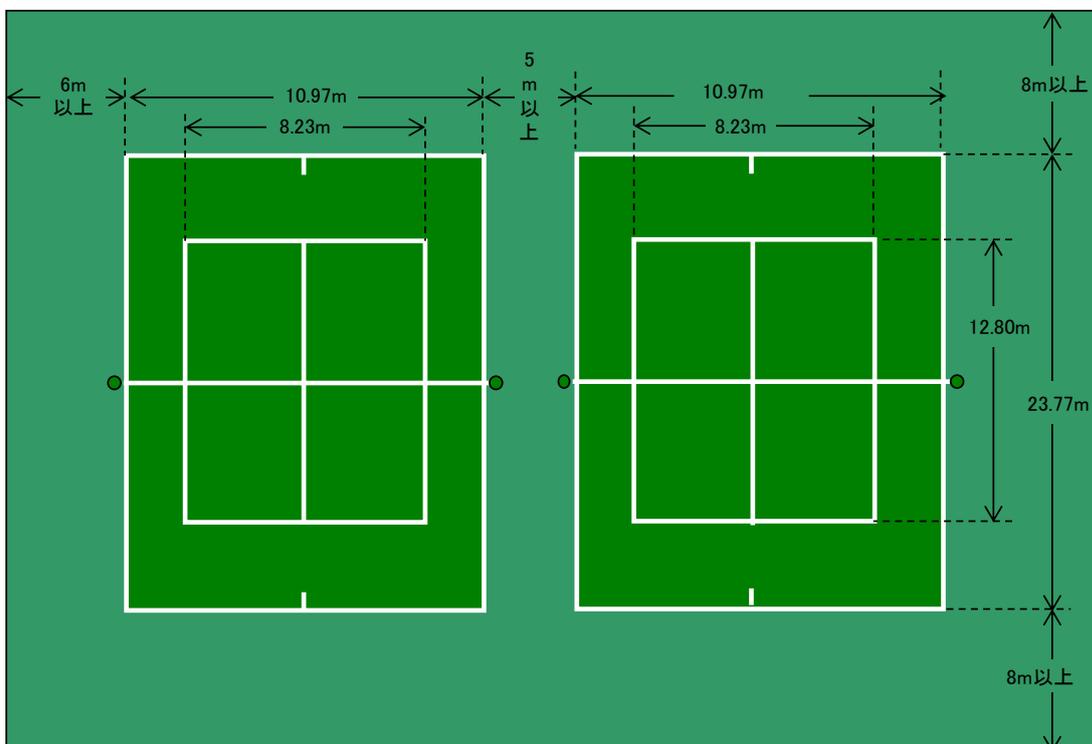
競技名	ソフトテニス
-----	--------

競技番号	16
------	----

基準	規定のコート16面	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	-----------	----	---------------

基準の主な内容

規定のコートは、次のとおり。



- アウトコートはコート周囲のスペースで、ベースラインから後方に8m以上、サイドラインから外側に6m以上であることを原則とする。
- コートが2面以上ならば場合、隣接するコートにおいて接するサイドラインの間隔は5m以上であることを原則とする。
- コート及びアウトコートのサーフェスは、アウトドアではクレー、砂入り人工芝又は全天候型ケミカル等とし、インドアでは木版、砂入り人工芝、硬質ラバー、ケミカル等とする。

〔(公財)日本ソフトテニス連盟「競技規則」から抜粋〕

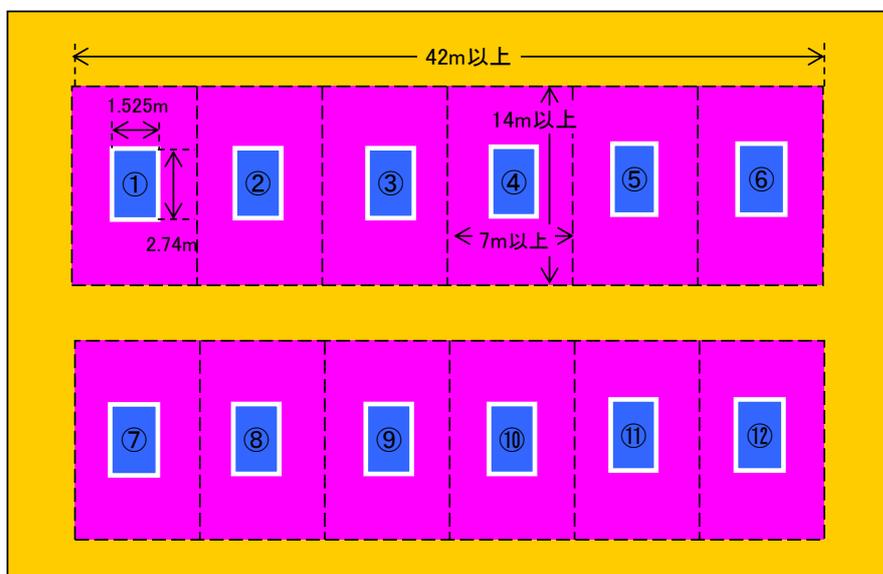
(配慮すべき事項)

(先催の事例)

基準	規定のコート12面(予備コート2面を含む)を設置することができる体育館 1	摘要	2会場地に分離して開催する場合は、各体育館に、規定のコート8面を設置する。
----	---------------------------------------	----	---------------------------------------

基準の主な内容

規定のコートは、次のとおり。



- 競技領域は、長さ14m、幅7m以上の長方形で、高さ5m以上なければならない。
- 競技領域は、隣接の競技領域と観戦席から、高さ約75cmまたは50cmの均一な濃色の「フェンス」で、区切られていなければならない。
- プレーイングサーフェスの高さで計った照度は、プレーイングサーフェス全面にわたって 1,000ルクス以上、競技領域のその他の部分における照度は500ルクス以上でなければならない。
- 照明源は床上5m以上にななければならない。
- 背景は全般的に濃色で、明るい照明源、または覆われていない窓を通す日光が含まれてはならない。
- 競技場の床は、明るい色、または明るく反射したり、滑りやすいものであってはならない。

〔(公財)日本卓球協会「日本卓球ルール」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

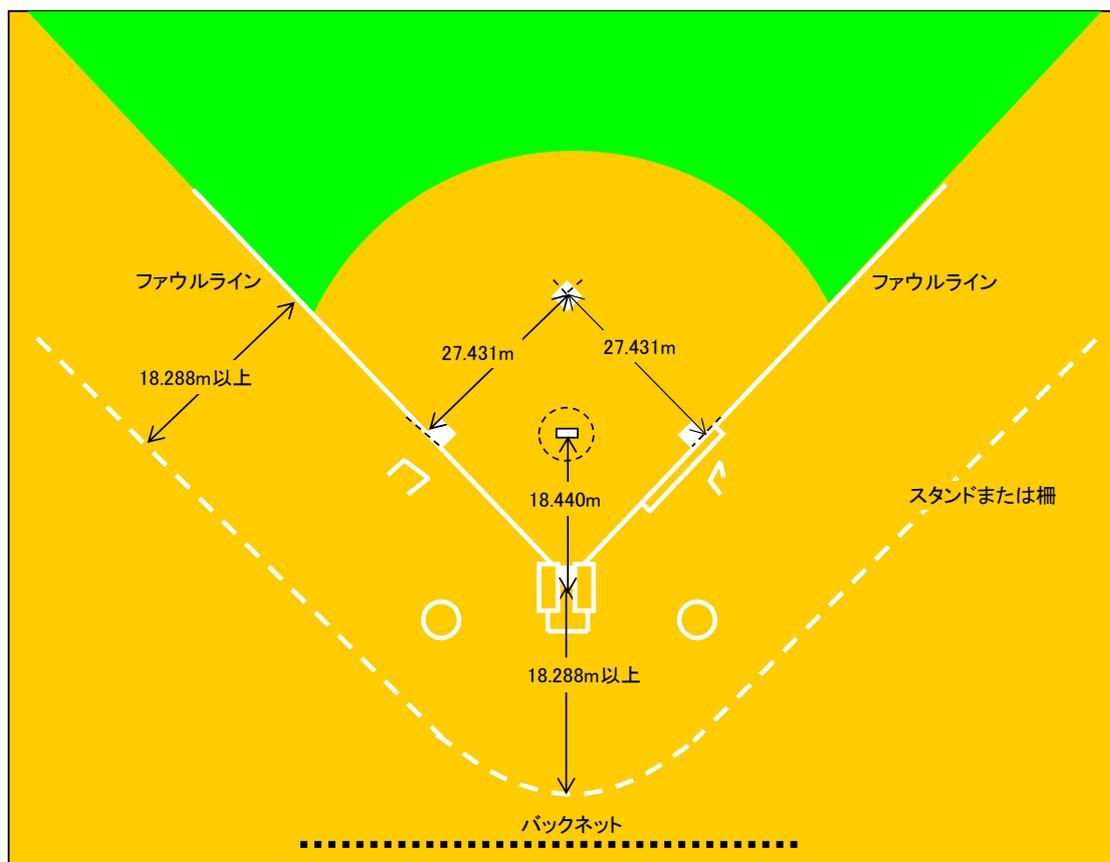
競技名	軟式野球
-----	------

競技番号	18
------	----

基準	規定の野球場5面	摘要	2会場以上に分かれていてもよい。 2会場以上に分かれる場合は6面とする。
----	----------	----	---

基準の主な内容

規定の野球場は、次のとおり。



○本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を必要とする。

〔日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- ナイター照明があることが望ましい。
- 安全上フェンス等にラバーを設置することが望ましい。
- 両翼90m以上、中堅110m以上が望ましい。

(先催県の事例)

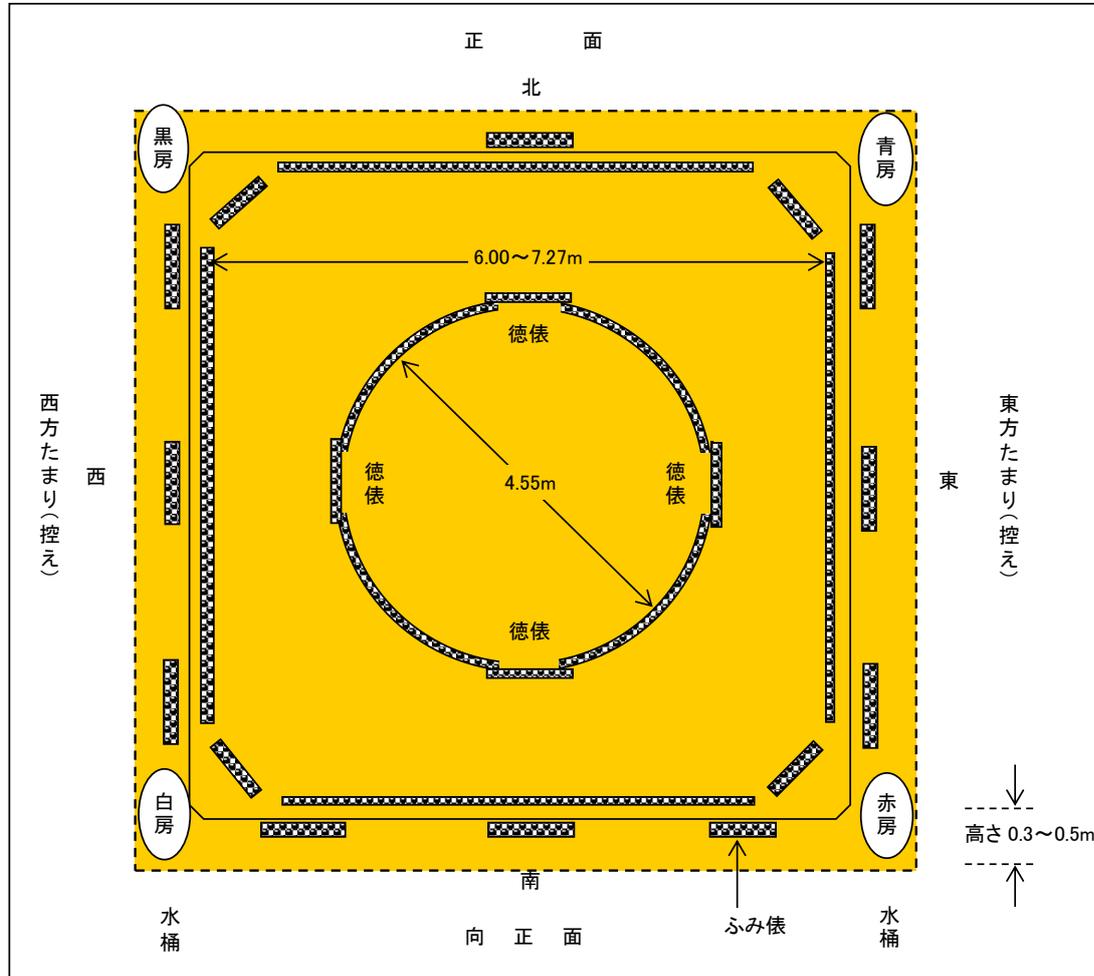
競技名	相 撲
-----	-----

競技番号	19
------	----

基準	規定の競技場 1	摘要	
----	----------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 土俵は盛土俵とし、土俵の表面は一辺600cm以上727cm以下の正方形とする。
- 土俵の高さは、30cmから50cmとする。
- 勝負俵は、土俵表面の対角線の交点を中心とした直径455cmの円の外側に埋めた小俵とする。勝負俵に使用する小俵の数は24個とする。そのうち4個は徳俵とする。
- 土俵の上には屋根(特設の枠組みのものを含む。)をつるす。

〔(公財)日本相撲連盟「土俵規程」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 競技場は屋内であることが望ましい。
- 土俵構築には、荒木田土を使用することが望ましい。
- 練習土俵は、6面以上で、テントで覆うことが望ましい。

(先催県の事例)

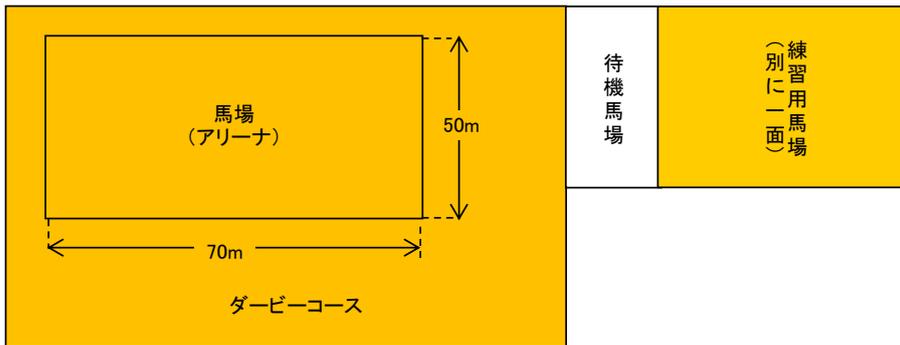
競技名	馬術	競技番号	20
-----	----	------	----

基準	障害馬術競技場1面 70m×50m(楕円形でも可)、 別途ダービーコースを隣接する。 障害練習場2面(うち1面は競技場隣接) 馬場馬術競技場1面 90m×50m 馬場馬術練習場2面(うち1面は隣接) 厩舎227馬房(1馬房 3m×3m) 隔離厩舎2馬房(1馬房 4m×4m) ホースマネージャー宿舎47名収容(各県1名男女別)	摘要	各施設は仮設並びにリースでもよい。
----	--	----	-------------------

基準の主な内容

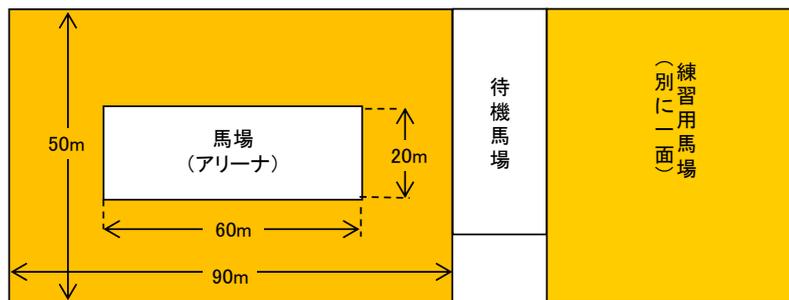
競技場の例は次のとおり。

(1) 障害馬術



- アリーナは四方を囲まれていなければならない。
- 適正なトレーニング条件として十分な広さを持つ練習用馬場を提供しなければならない。

(2) 馬場馬術



- アリーナは平坦で高低差がなく、長さ60m、幅20mの広さとする。
- アリーナは主として砂馬場でなければならない。
- アリーナ・フェンスは観客から少なくとも10m以上の距離をおいて設置する必要がある。
- アリーナ・フェンスそのものは高さ約30cmの低い白色のフェンスで構築するものとする。
- 60m×20mの練習用馬場を少なくとも1つは設置しなければならない。

〔「(公社)日本馬術連盟競技会規程」及び「国際馬術連盟馬場馬術規程」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

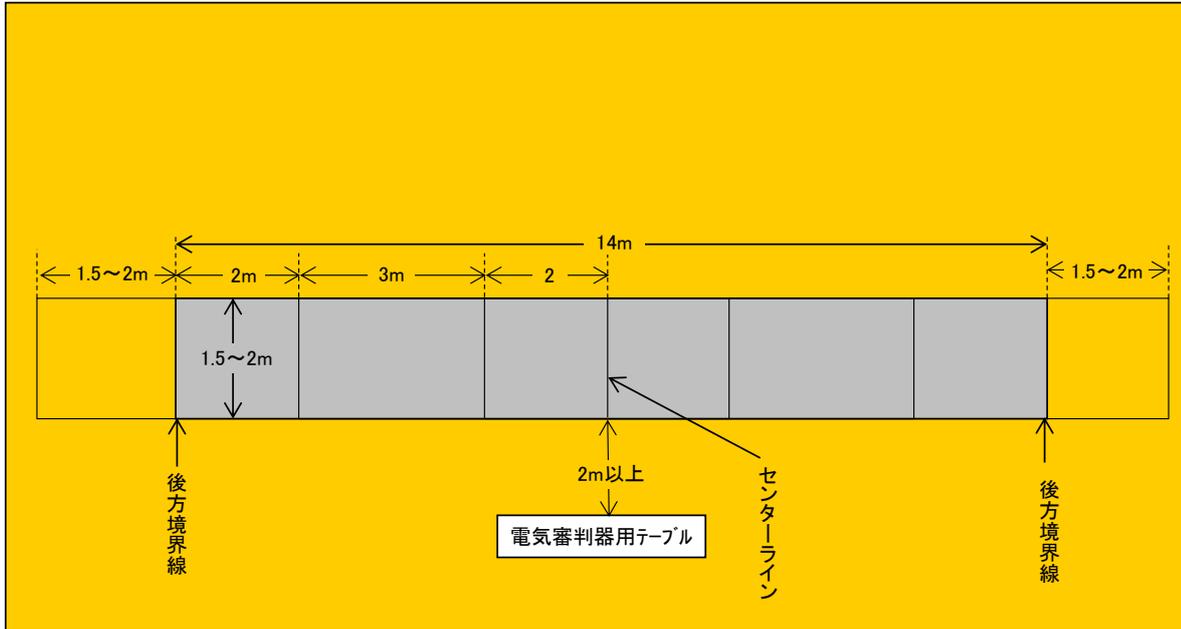
(先催県の事例)

競技名	フェンシング	競技番号	21
-----	--------	------	----

基準	規定のピスト8面を設置することができる体育館 1	摘要	開催時期により空調施設を有することが望ましい。
----	--------------------------	----	-------------------------

基準の主な内容

規定のピストは次のとおり。



- 競技場は平坦な表面でなければならない。両選手のどちらにも有利あるいは不利な点を与えてはならない。とくに光に関しては注意しなければならない。
- フェンシングに使用される競技場はピストと呼ばれる。
- 3種目の競技は同じピストで行われる。
- ピストの幅は、1.5mから2mである。
- 長さは14mである。それゆえに、センターラインから2mのところにいる選手には、ピスト後方境界線を両足で踏み出さずに自由に後退できる5mの距離がある。

〔「国際フェンシング連盟 競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

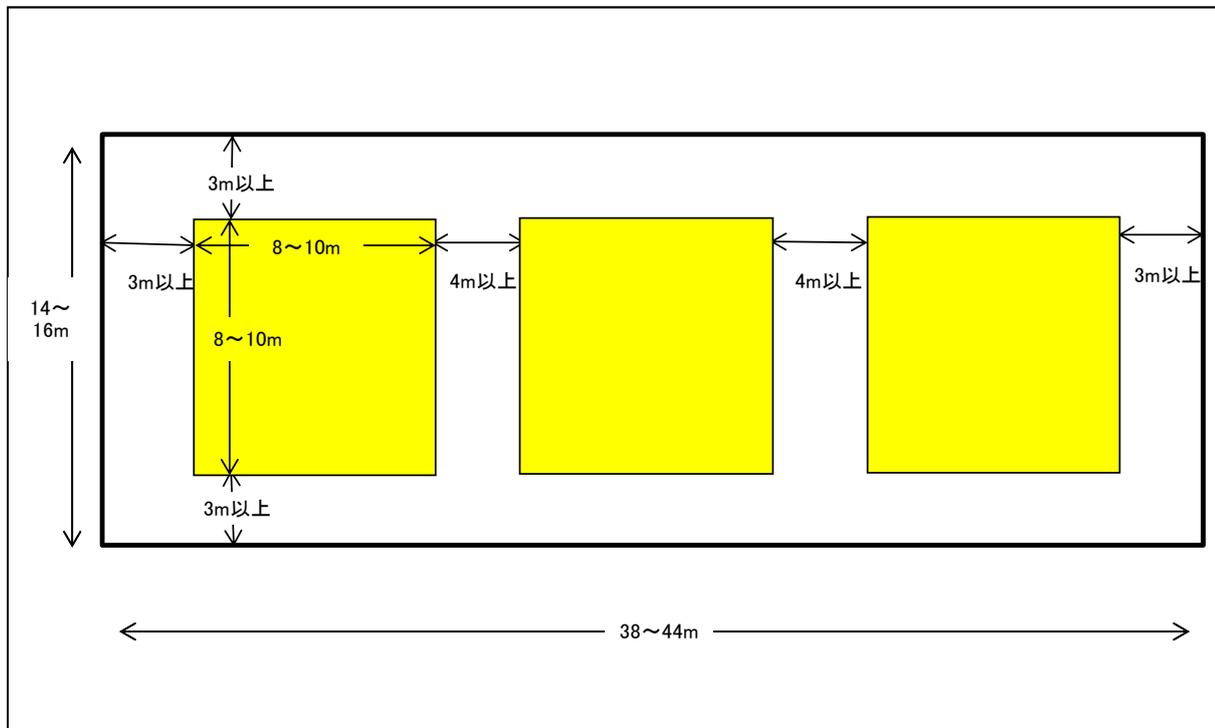
競技名	柔 道
-----	-----

競技番号	22
------	----

基準	規定の競技場3面を有する柔道場又は体育館1 試合会場に隣接した練習場1(150畳程度)	摘要	試合は原則として床面に直接畳を設置する。 ただし、床面が固く弾力がない場合はかさあげをするなど、選手の安全を考慮して設置する。
----	--	----	--

基 準 の 主 な 内 容

規定の競技場は、次のとおり。



○2つ以上の隣接した試合場を設ける場合、両試合場の間には4mの共用の安全地帯を確保しなければならない。

〔(国際柔道連盟試合審判規定)から抜粋〕

(配慮すべき事項)

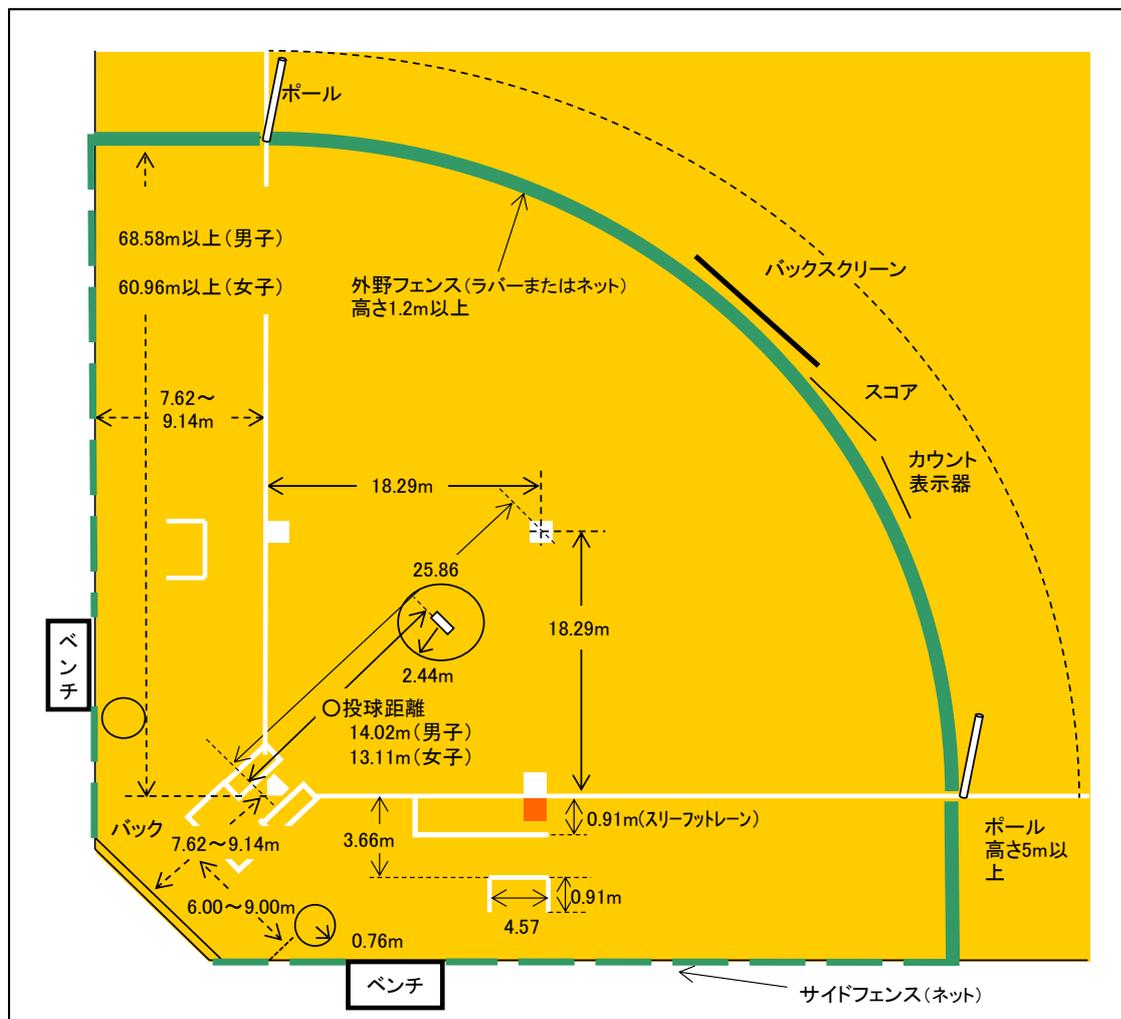
(先催県の事例)

競技名	ソフトボール	競技番号	23
-----	--------	------	----

基準	規定の競技場8面	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。
----	----------	----	-----------------

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



- 競技場は平坦で、障害物のない地域であり、その上方空間を含む。
- フェア地域は、両ファウルラインと、本塁(ホームプレート)から、男子68.58m以上、女子60.96m以上の半径の円弧に囲まれた地域である。
- ファウル地域は、両ファウルラインの外側、および本塁とバックネットの間の地域である。

〔(公財)日本ソフトボール協会「オフィシャル・ソフトボール・ルール」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- ナイター照明があることが望ましい。
- 国際規格変更(2002年)に伴い、本塁から外野フェンスまでの距離が、男子76.20m以上、女子67.06m以上が望ましい。
- 競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、最大4会場地とする。
- 競技運営上、各種別ごとに試合用2面が同一施設内に確保できる。

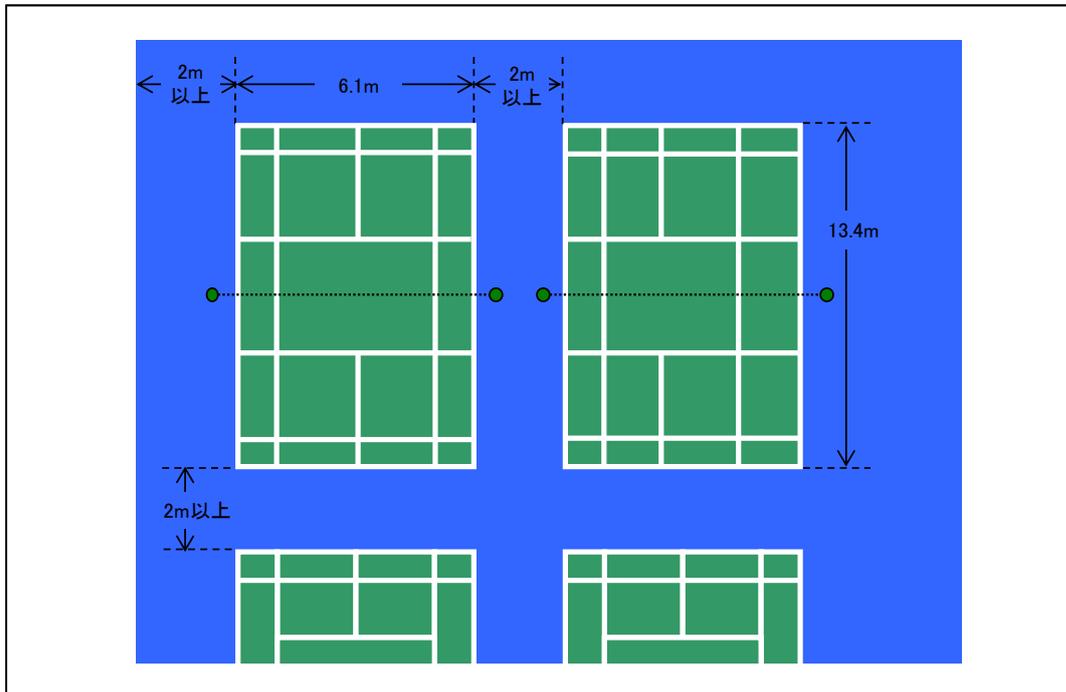
(先催県の事例)

競技名	バドミントン	競技番号	24
-----	--------	------	----

基準	規定のコート8面を有する体育館 1	摘要	2会場に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは12m以上あればよい。
----	-------------------	----	---------------------------------------

基準の主な内容

規定のコートは、次のとおり。



- 大会に使用する会場は、屋内で競技中は風をしゃ断しなければならない。
- 天井の高さは、コート面より12m以上とする。
- 競技区域は、コート外側四周にそれぞれ2m以上の余裕がなければならない。1会場に2面以上のコート进行する場合でも、隣接するコートとの間隔は2m以上(※)とする。
※隣接する競技区域との間隔は2m以上あることが望ましいが、確保できない場合は、プレーに支障なく行われるように運営する。
- 会場の照度は、各コートともネットの中央上縁において1200ルクス以上(※)とする。
※照明が1200ルクス未満であった場合は、会場ルールを定めて運営する。
- 照明は、コートの真上ではしゃ光されていなければならないし、いかなる発光体もあつてはならない。また、コートのバックバウンダリーライン上のいかなる位置から、反対側のバックバウンダリー上のいかなる位置を見通しても、その延長線上はすべてしゃ光されていなければならないし、いかなる発光体もあつてはならない。
- プレーヤー及び観客などに試合の経過及びスコアが明確にわかるように、得点表示装置を置かななければならない。

〔(公財)日本バドミントン協会「競技規則」及び「大会運営規程」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

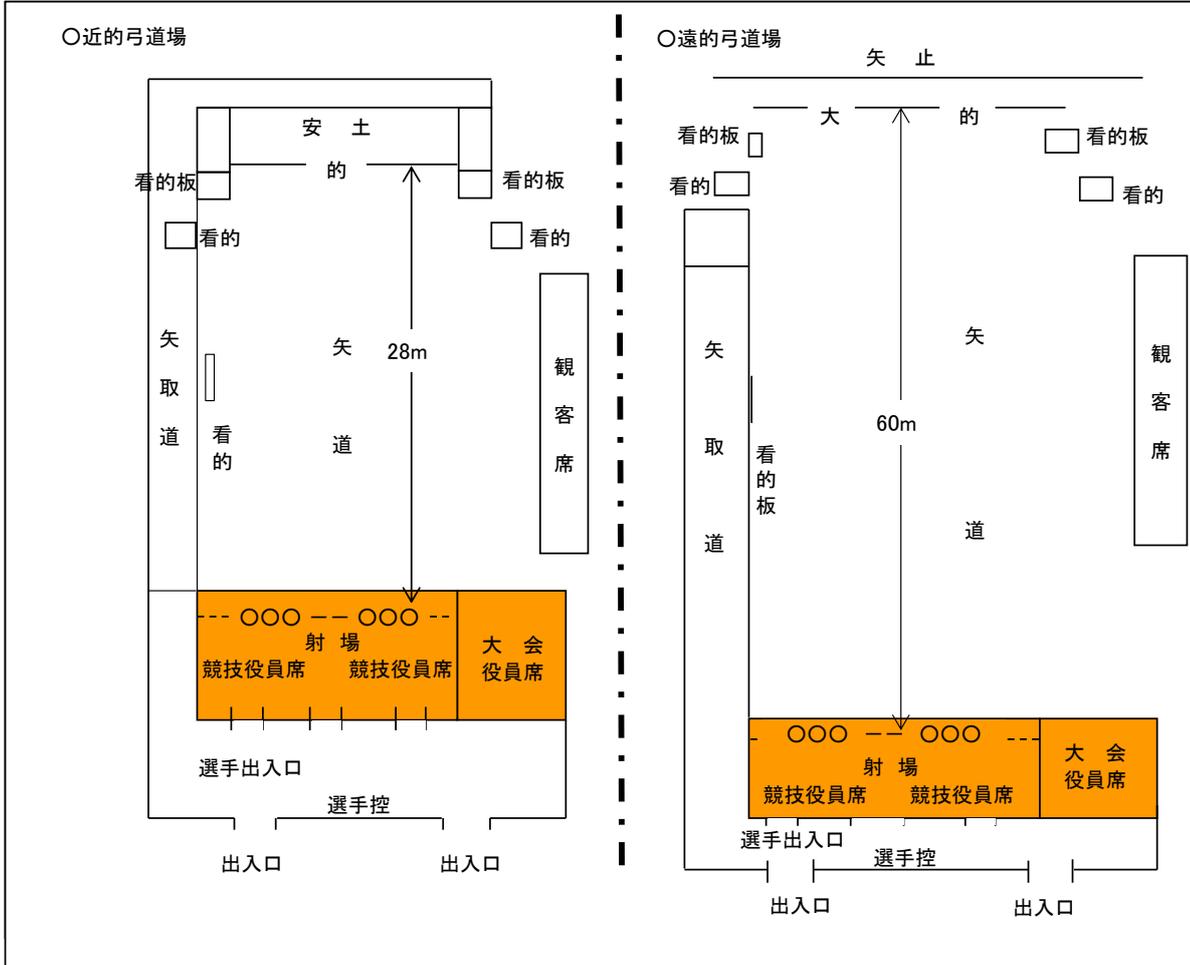
- コートは、全面にコートマットを使用することが望ましい。

(先催県の事例)

基準	規定の弓道場 1 遠的競技場 1(仮設でもよい。)	摘要	
----	------------------------------	----	--

基準の主な内容

規定の弓道場は、次のとおり。



○射位における選手相互の間隔は、近的競技は180cm以上、遠的競技は160cm以上とする。
ただし、これによらない場合は、要項に明示するか、競技開始前に競技委員長が宣告する。

〔(公財)全日本弓道連盟「弓道競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 矢取道は、屋根があることが望ましい。
- 大的の上まで屋根があることが望ましい。【遠的】

(先催県の事例)

競技名	ライフル射撃(その1)
-----	-------------

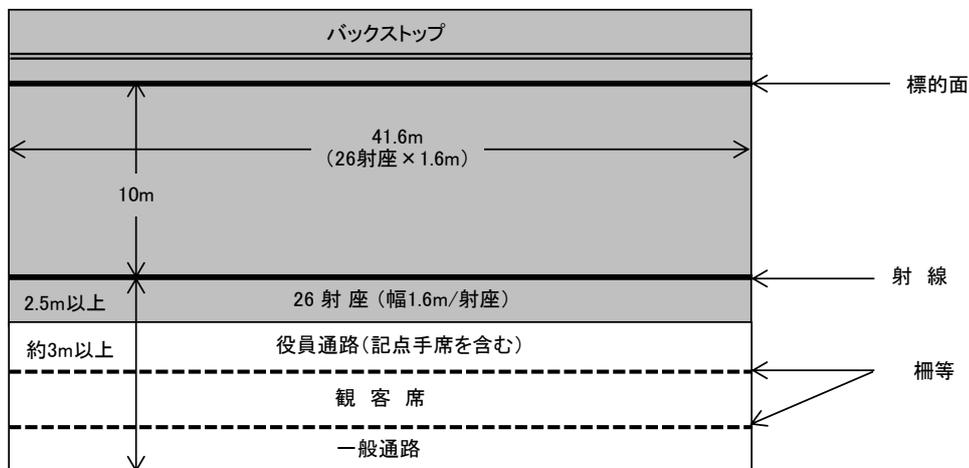
競技番号	26
------	----

基準	規定のライフル射撃場(エア・ライフル26射座1、スモールポア・ライフル24射座1、ピストル18射座1、光線銃13射座の体育館1)	摘要	2会場以上に分かれてもよい。エア・ライフル、スモールポア・ライフルとも電子標的装置とすることが望ましい。
----	--	----	--

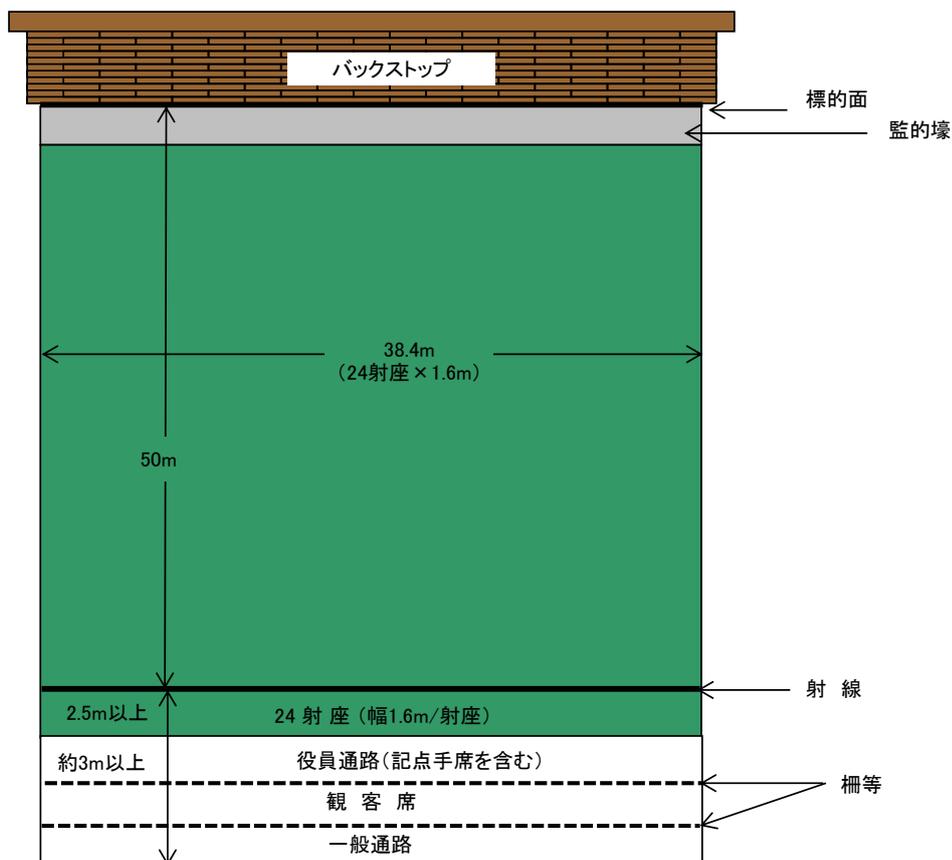
基準の主な内容

規定のライフル射撃場は、次のとおり。

(1) エア・ライフル射場(10m)

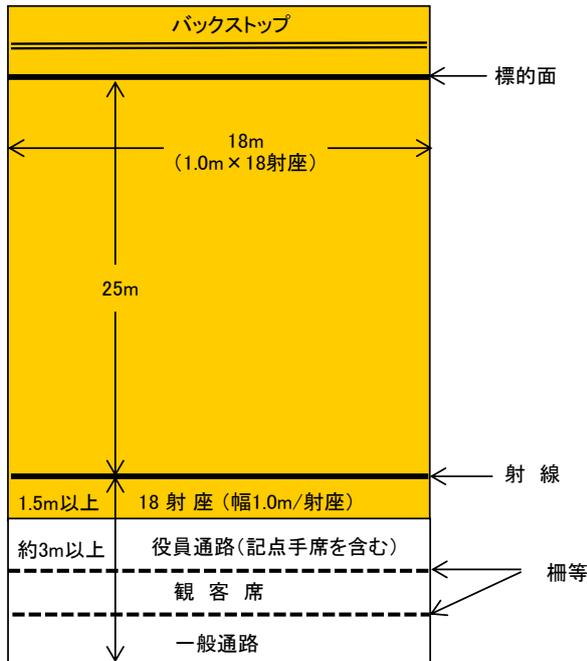


(2) スモールポア・ライフル射場(50m)

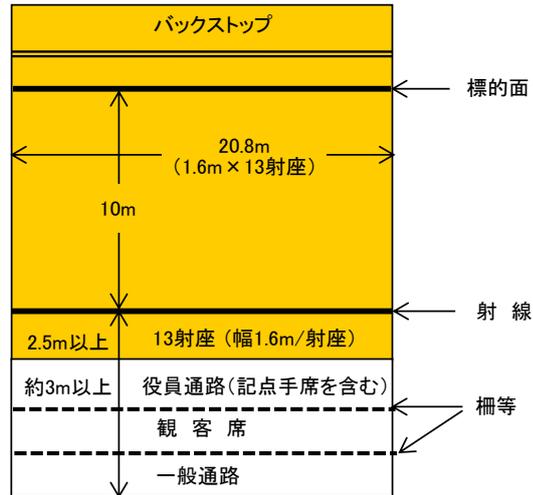


基準の主な内容

(3) ピストル射場(25m)



(4) ビーム・ライフル射撃場(10m)



- 10m射場は、屋内でなければならない。
- ビーム・ライフル射撃は、屋内でなければならない。
- 各射場の射座の広さは、以下の基準とする。
 - ・ピストル射場以外・・・ 1.6m(幅)×2.5m(奥行)以上
 - ・ピストル射場・・・ 1.0m(幅)×1.5m(奥行)以上
- スモールボア・ライフル射場では、多数の射手が参加できるようにするため、隣接射手を妨げることなく標的交換ができる設備を設置することで、射座の幅を1.25mに縮小しても良い。
- エア・ライフル射場で3姿勢競技・伏射競技を実施する場合には、隣接射手を妨げることなく標的交換ができる設備を設置することで、射座の幅を1.25mに縮小しても良い。
- 各射座の後方は、原則として、以下に準じた設備が完備されているものとする。
 - ・記点手席を含む役員通路・・・約3m以上
 - ・観客席(階段式が望ましい)・・・約4m以上
 - ・一般通路(最上段が望ましい)・・・約3m以上
- 50台以上収容可能な駐車場(又はスペース)を具備しなければならない。
- 観客席は少なくとも射撃線の後方5m以上の位置に設置された適当な柵などによって射手や競技役員の活動する空間とは区別されなければならない。
- 標的面の最低照度は1000ルクスとする(ビームライフル射場は400~1000ルクス)。
- 射場全体の照度は300ルクス(500ルクス推奨)

〔(公社)日本ライフル射撃協会「ライフル射撃場の公認に関する規程」及び「セネラルテクニカルルール」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

エア・ライフル 1射座当たり1.6m⇒1.4m(千葉県) ※電子標的機を設置
 ピストル18射座⇒ピストル17射座(山口県)、ピストル15射座(長崎県)

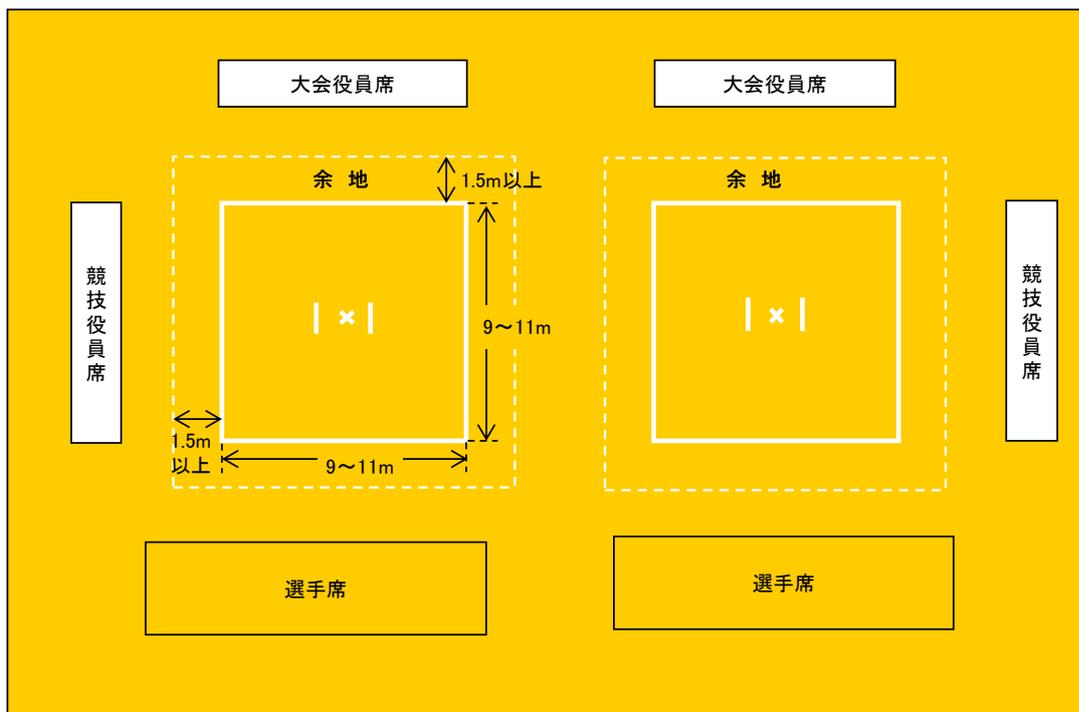
競技名	剣道
-----	----

競技番号	27
------	----

基準	規定の競技場2面を有する剣道場又は体育館1	摘要	
----	-----------------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 試合場の床は、板張を原則とする。
- 試合場は、境界線を含み一辺を9mないし11mの、正方形または長方形とする。
- 試合場の外側に原則として1.5m以上の余地を設ける。

〔(一財)全日本剣道連盟「剣道試合審判規則」及び「剣道試合審判細則規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

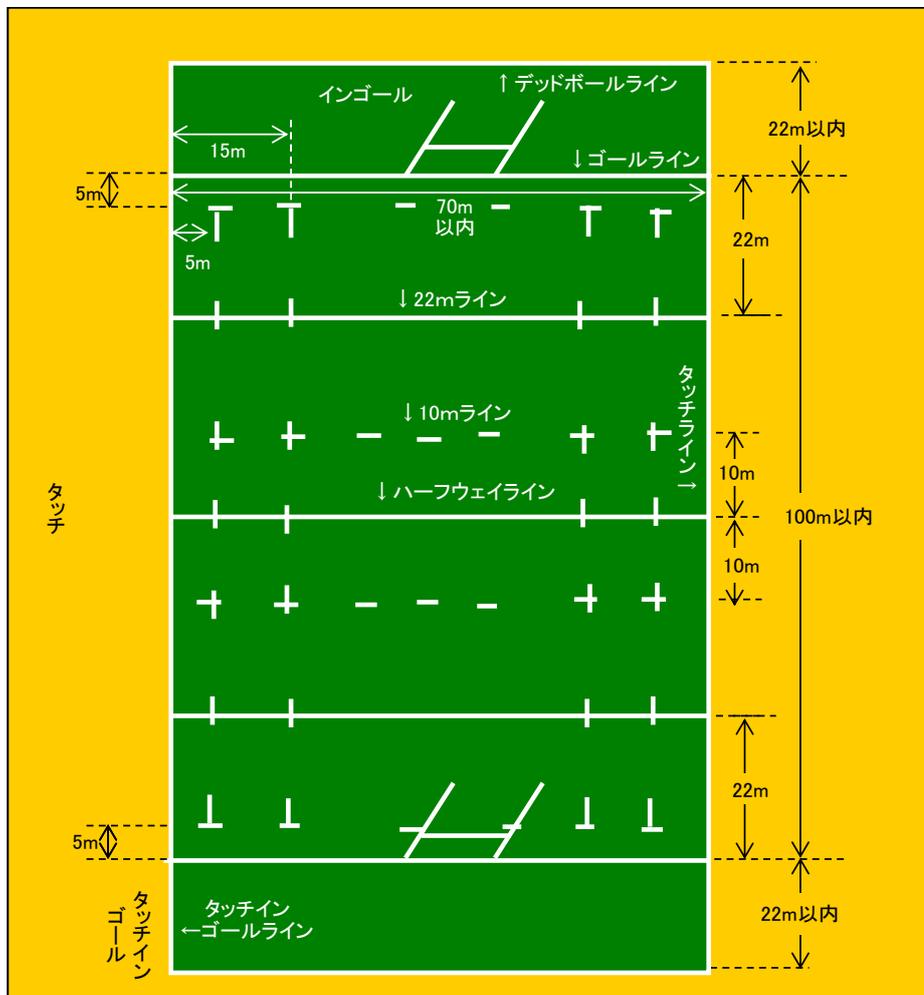
(先催県の事例)

競技名	ラグビーフットボール	競技番号	28
-----	------------	------	----

基準	規定の競技場3面(うち芝生の競技場2面)	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	----------------------	----	---------------

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 表面は草でおおわれているものが望ましいが、土、砂、雪、または人工芝でもよい。
- 人工芝の場合には、IRB競技に関する規定第22条に適合したものに限る。
- フィールドオブプレー(ゴールラインとタッチラインに囲まれた区域)は、長さ100mを越えず、幅70mを超えない。
- 両インゴール(ゴールライン、タッチインゴールライン及びデッドボールラインに囲まれた区域)とも、長さ22m、幅70mを越えない。
- ゴールラインとデッドボールラインとの距離は、実際に可能であれば少なくとも10m以上とする。

[WR「競技規則」から抜粋]

(配慮すべき事項)

- コートから障害物までの距離は、10m以上が望ましい。

(先催県の事例)

競技名	山 岳(その1)
-----	----------

競技番号	29
------	----

基準	日本山岳協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	摘要	高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m以上のリード施設2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施
----	-------------------------------	----	---

基 準 の 主 な 内 容

競技場は、次のとおりとする。

1 リード競技

(1)ウォールは、以下の仕様による。

- ① ウォールは、ルートの長さで15m以上が設定できるもの、高さは、12m以上を必要とする。
- ② ウォールの幅は、3m以上とする。
- ③ ウォール数は、2面とし、同形状のものとする。
- ④ ウォールの傾斜は、90度以上で角度が変えられるものとする。
- ⑤ ウォールのパネルは、交換できるものとする。
- ⑥ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。
- ⑦ ウォールの構造上あるいは立地上、オンサイト方式に抵触する可能性がある場合、ルートセッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。

(2)アイソレーション・ゾーンは以下の仕様による。

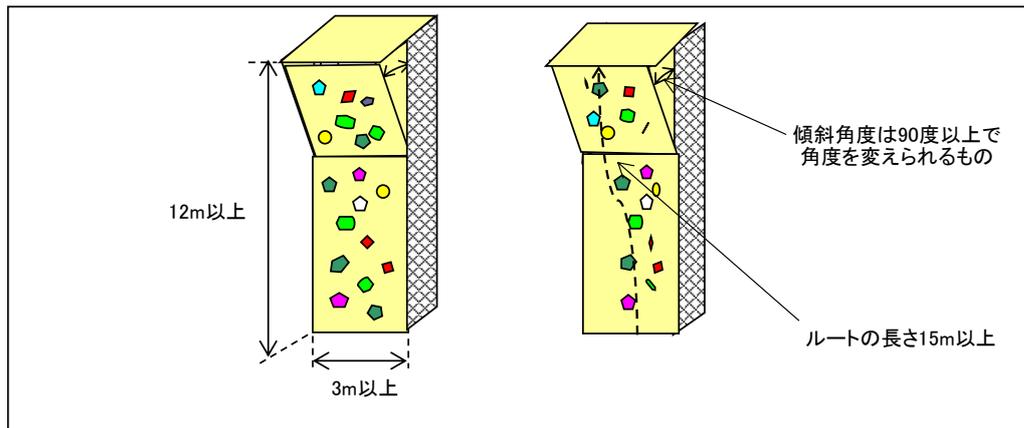
- ① 原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
- ② ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。

(3)ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップを用意しなければならない。

(4)審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。

(5)審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客用大型時計(モニター)をウォール面ごとに設置する。

(6)その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。



基準の主な内容

2 ボルダリング競技

(1)ウォールは、以下の仕様による。

- ① ウォールの高さは、マット面から5m以内とする。
- ② ウォール数は、1基に2ルート以上とれる仕様のもので合計2基とする。
- ③ ウォールの壁面積は、1基あたり60㎡とする。
- ④ 観客席から見やすいようにウォールは壇上に設置されなければならない。
- ⑤ ウォール2基は、お互いのルート(プロブレム)が見えないように遮蔽などの対策を施すこと。
- ⑥ ウォールの傾斜は、90度以上とする。
- ⑦ ウォールのパネルは、交換できなくてもよいが、立体的な構造が望ましい。
- ⑧ ウォール2基の間には、選手の休憩場所を設置し、休憩場所から競技が見えないようにすること。
- ⑨ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。
- ⑩ 必要に応じて、ルート・セッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。
- ⑪ 安全対策のため、ウォールの下には壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるようなマットを設置するものとする。

(2)アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。

- ① アイソレーション・ゾーンは、原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
- ② アイソレーション・ゾーンには、ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3メートル、幅5メートル以上)を2面以上設けなければならない。

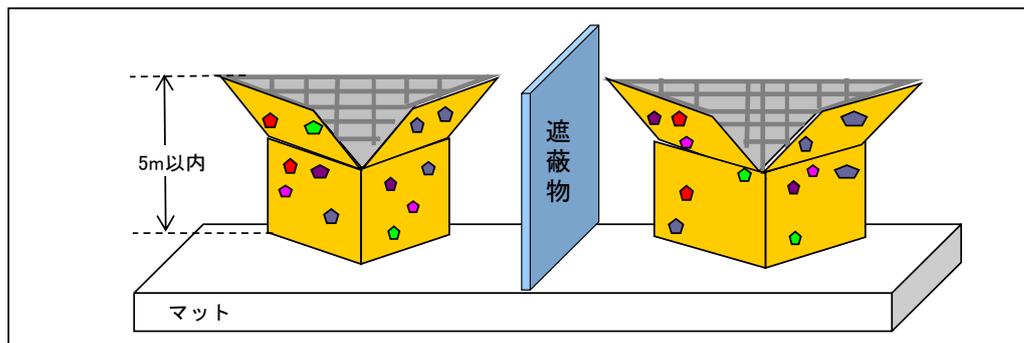
(3)ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。

(4)審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。

(5)審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)を設置する。

(6)競技時間ごとに鳴るブザーを設置する。

(7)その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。



〔(公社)日本山岳協会「山岳競技施設認定規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

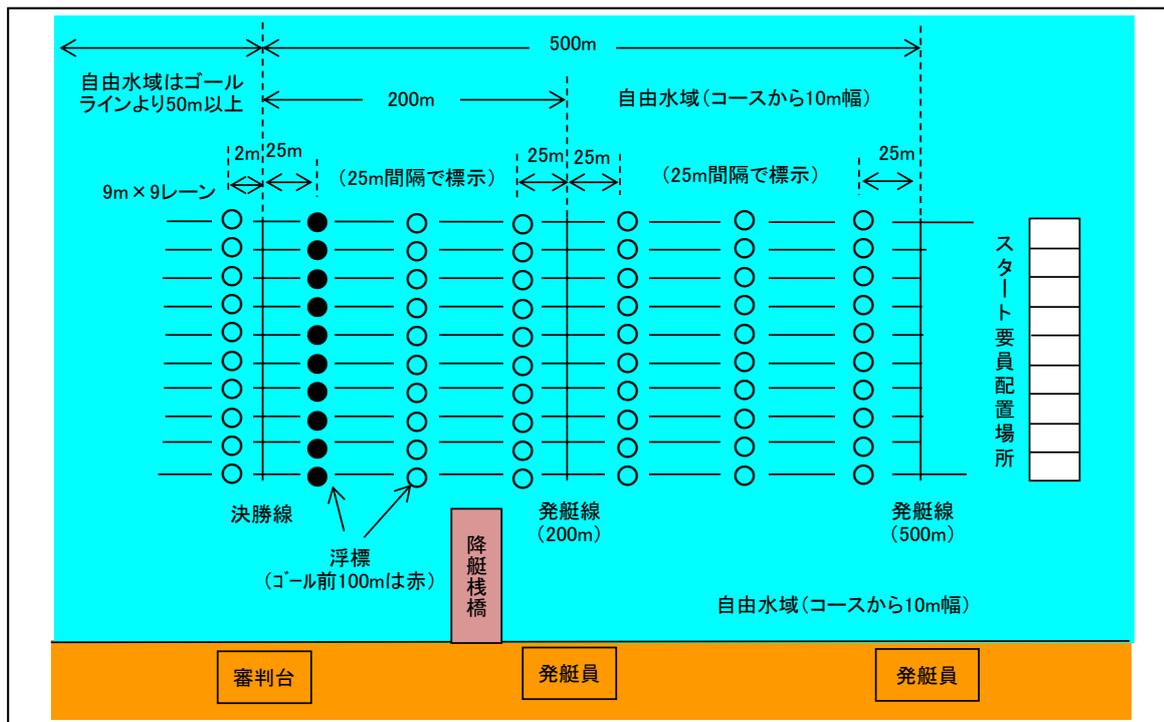
基準	<p>1 カヌースプリント 日本カヌー連盟が適当と認める幅101m以上を有する500m以上のコース1、艇庫1(艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい)</p> <p>2 カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター 日本カヌー連盟が適当と認める河川1、艇庫1(艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい)</p>	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。
----	---	----	-----------------

基準の主な内容

コースは次のとおり。

(1)カヌースプリント

- 水路は、静水で長さ500m、レーン巾9m、9レーンとし、深さ1.5m以上で連盟が公認したもの。
- 水路は、25mごとに浮標によって標示する。
- 最後の浮標は、白色角浮標を決勝線の2m先に設ける。
- 直線で一定方向とし、各レーンは平行であり、各レーンの幅は9mとする。
- 発艇線及び決勝線は、コースに直角でなければならない。
- 決勝線に向かって左端から第1レーンとする。
- 水深は、コース全域にわたり1.5m以上あることを原則とする。
- 発艇は、自動発艇装置によるものとし、決勝判定は公認された電子判定システムによるものとする。

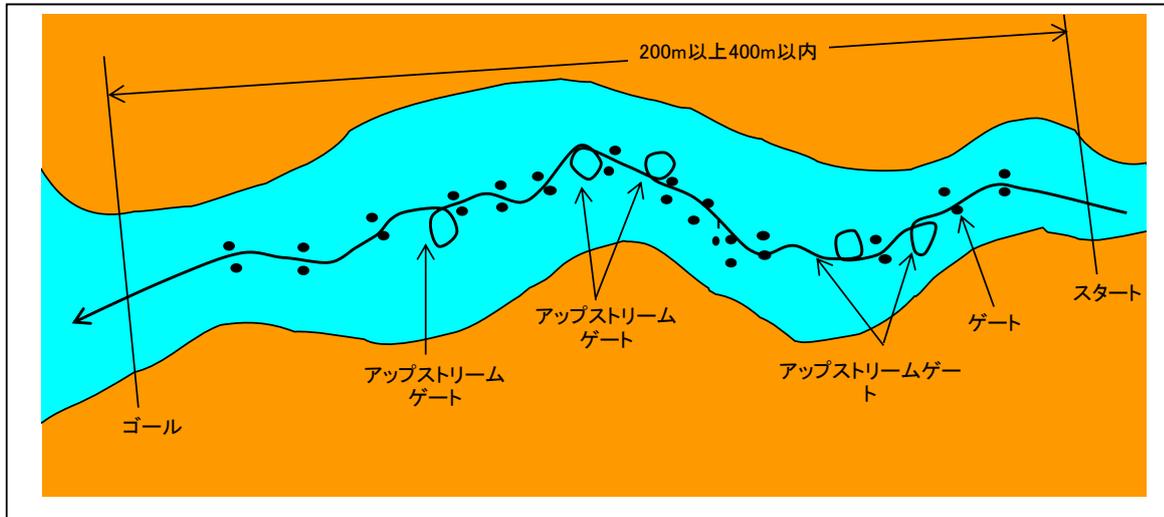


〔(公社)日本カヌー連盟「カヌー競技規則」及び「国民体育大会特別規則」から抜粋〕

基準の主な内容

(2)カヌースラローム

- コースは200m以上400m以内で全般にわたり漕航可能な急流とし、連盟の公認したもの。
- ゲート数は25ゲート及び15ゲートとする。
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。
- 発艇線および決勝線は公認された電子判定システムとする。



(3)カヌーワイルドウォーター

- コースは全般にわたり漕航可能な急流とし、連盟の公認したもので1500mを基準とする。
- 発艇線および決勝線は公認された電子判定システムとする。
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。
- スプリント種目は、カヌースラロームコースを利用する。

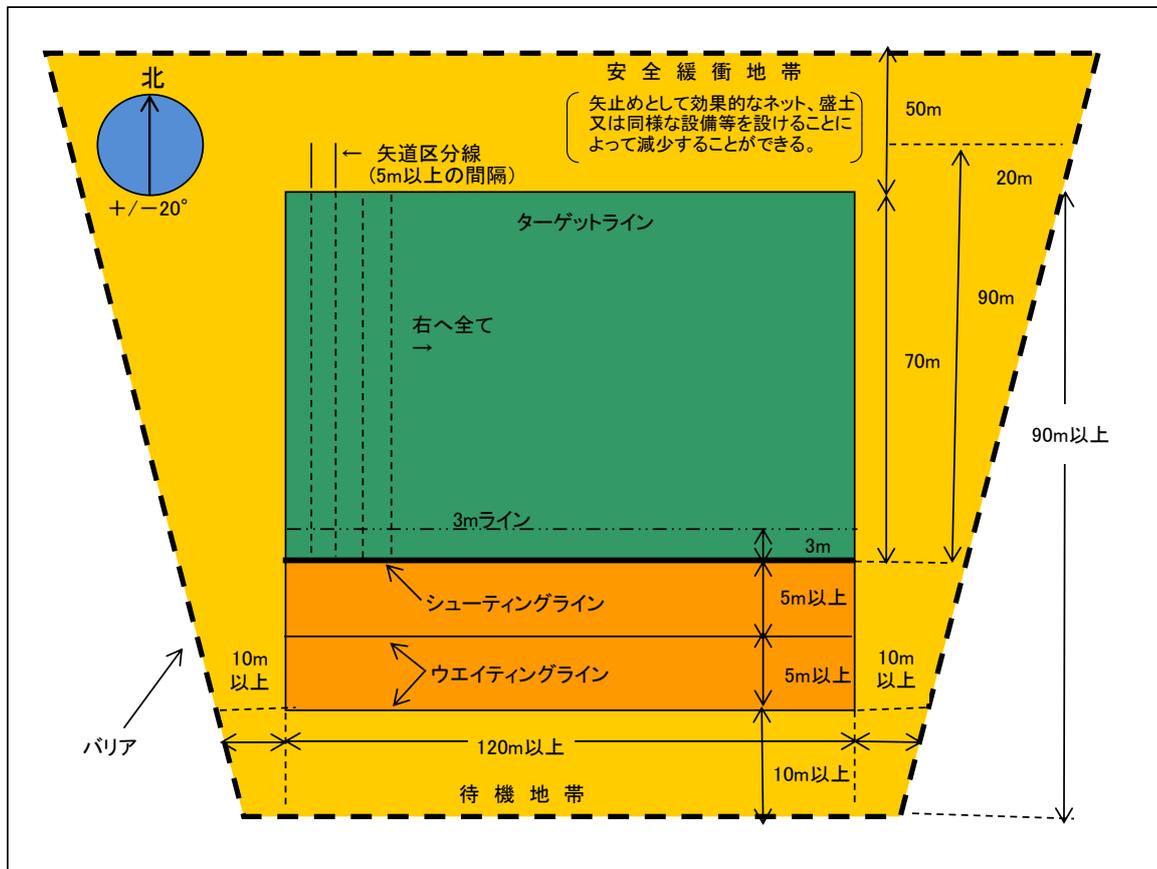
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

基準	70mの射程距離を有する施設 1	摘要	
----	------------------	----	--

基準の主な内容

競技場は、概ね次のとおり。



- ウエイティングラインは、シューティングラインの後方5m以上の位置に設置する。必要ときにはダブルウエイティングライン等を設置することができる。
- 観客の安全のため、競技場の周囲に適当なバリアを設ける。標的の後方の人の動き等によって、競技者の集中力を阻害することがないように注意しなければならない。
- バリアは、90mのターゲットラインの左右の端から20m以上離れた位置に設置する。シューティングラインの端から10m以上離れた位置まで幅を減少して直線で設置してもよい。
- 標的の後方50mの距離は、矢止めとして効果的なネット、盛土または同様な設備等、適切な遮蔽物を標的の後方に設けることによって減少することができる。この遮蔽物は、標的の上を外れた矢を止めるのに十分な高さでなければならない。

〔(公社)全日本アーチェリー連盟「競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

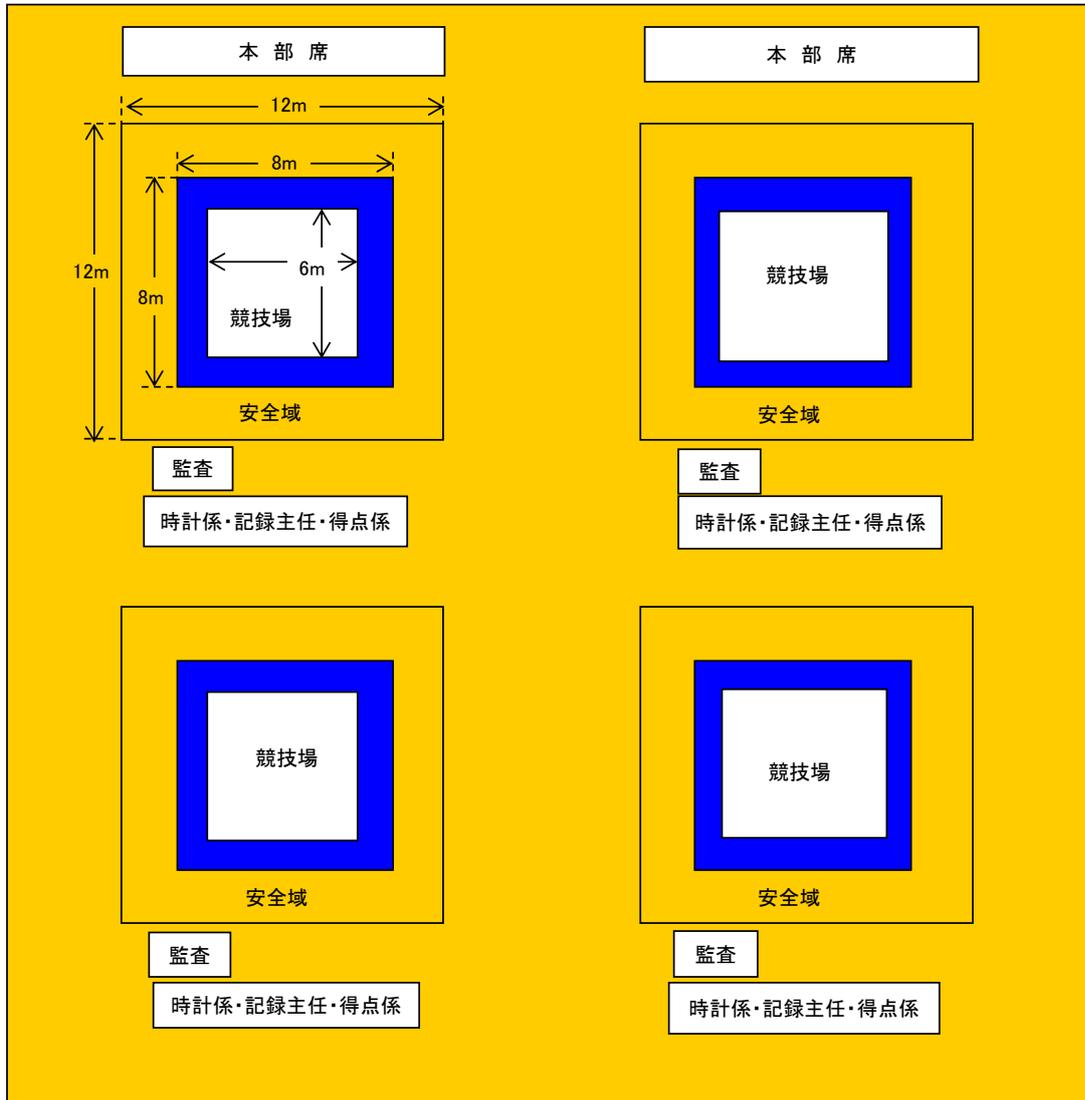
- 競技場は水平に均されたフィールドで、方位は標的の面が南向きになるように標的を北側に設置することを原則とする。

(先催県の事例)

基準	規定の競技場4面を有する空手道場又は体育館1	摘要	
----	------------------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 競技場は、マット敷きで一辺が8m(外側から計算して)、安全域としての各辺2mを含む正方形でなければならない。まわりに2mの安全域を設けなければならない。
- 競技場安全域外側周辺1m以内には、広告板、壁、柱等があってはならない。
- 使用するマットは、全空連承認のものであること。

〔(公財)全日本空手道連盟「空手競技規定」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

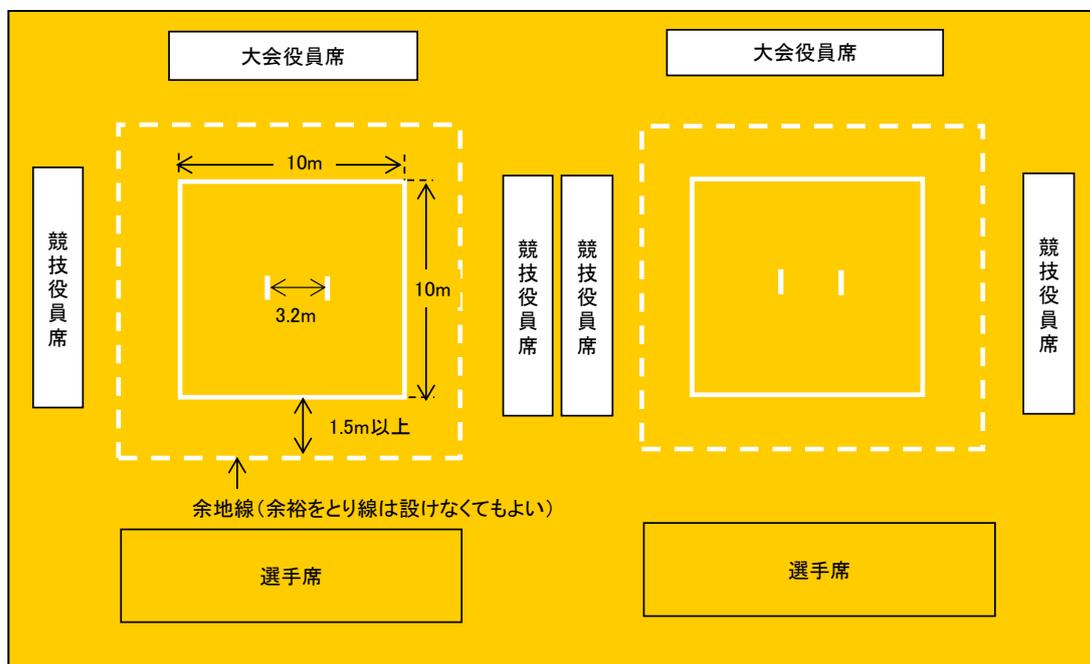
競技名	銃剣道
-----	-----

競技番号	33
------	----

基準	規定の競技場2面を有する体育館 1	摘要	
----	-------------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 試合場の床は板張りを原則とする。
- 試合場は区画線を含み1辺を10mの正方形を基準とする。
- 試合開始線は、試合場の中心点から左右それぞれ1.6mの均等の位置に表示するものとする。
- 試合場の外側に1.5m以上の余地を設けることを原則とする。

〔(公社)全日本銃剣道連盟「銃剣道試合・審判規則」及び「銃剣道試合・審判細則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)
規定の競技場2面⇒1面(新潟県、千葉県、山口県、岐阜県、東京都、長崎県)

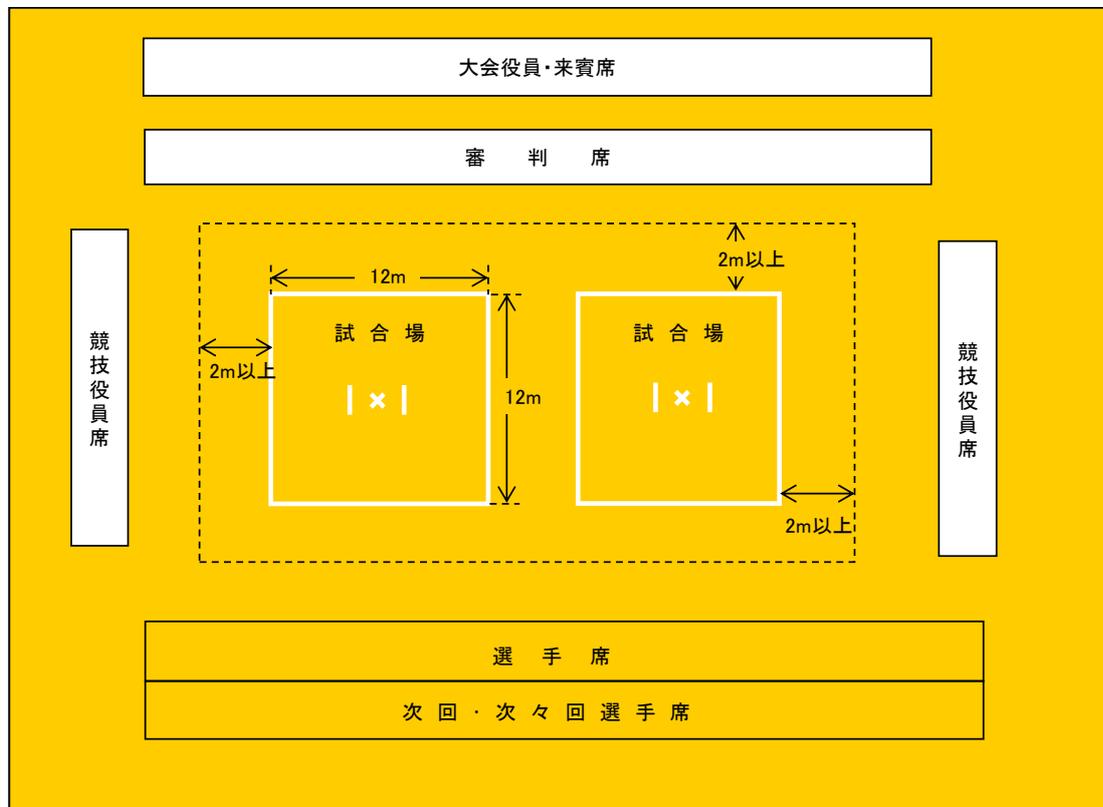
競技名	なぎなた
-----	------

競技番号	34
------	----

基準	規定のコート2面を有する体育館又は武道館1	摘要	
----	-----------------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 試合場は区画線を含み12m四方の広さとする。
- 試合場の外側に2m以上の余地を有する。
- 各線は幅5cmの白線とし、長さは外側から測る。

〔(公財)全日本なぎなた連盟「なぎなた-競技規定-」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- コートライン以外のラインをなくすことが望ましい。

(先催県の事例)

競技名	ボウリング
-----	-------

競技番号	35
------	----

基準	<p>JBC公認競技場とし、競技場のレーン数に応じて、競技日数は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1会場で、40以上のレーンを有する場合は、競技日数は5日間以内とする。 ・1会場で、34～38のレーンを有する場合は、競技日数は6日間以内とする。 ・2会場で、それぞれ32以下のレーンを有する場合は、競技日数は5日間以内とする。 	摘要	<p>2会場地に分かれてもよい。 使用ピンは、JBC認証ピンであること。</p>
----	--	----	--

基 準 の 主 な 内 容

○(公財)全日本ボウリング協会(JBC)が定めている「ボウリング施設、整備、用具認証規定」及び「ボウリング施設、整備、用具の規格」による。

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

競技名	ゴルフ
-----	-----

競技番号	36
------	----

基準	日本ゴルフ協会が開催を可能と認めた54ホール(3コース)の施設を有する競技場	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。
----	--	----	-----------------

基準の主な内容

--	--

(配慮すべき事項)

○練習場があること。(打撃練習場については、距離250ヤード以上、20打席以上が望ましい。)

〔(公財)日本ゴルフ協会「国民体育大会ゴルフ競技開催ゴルフ場の選定についての留意事項」から抜粋〕

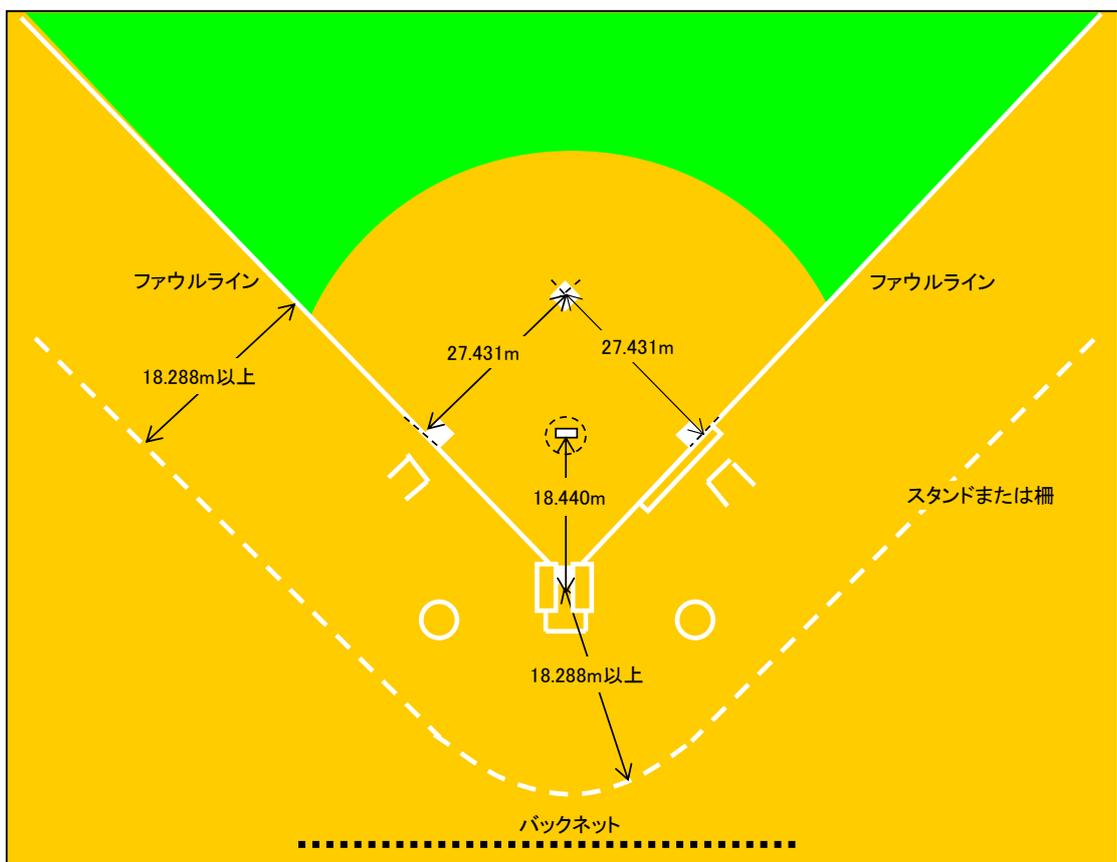
(先催県の事例)

競技名	トライアスロン	競技番号	37
基準	規定のコース(スイム1.5km、バイク40km、ラン10km)	摘要	スプリントディスタンス (スイム0.75km、バイク20km、ラン5km) でも可能とする。
基準の主な内容			
<p>○(公社)日本トライアスロン連合が適当と認めるコースとする。</p>			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

基準	規定の野球場3面	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	----------	----	---------------

基準の主な内容

規定の野球場は、次のとおり。



○本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を必要とする。

○本塁よりフェアグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は76.199m以上を必要とするが、外野の両翼は、97.534m以上、中堅は121.918m以上あることが優先して望まれる。

〔日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- ナイター照明があることが望ましい。
- フェンス等はラバーを使用することが望ましい。

(先催県の事例)

規定の野球場2面で開催(新潟県、千葉県、山口県、東京都、長崎県)

会場地市町村第1次選定

第81回国民体育大会開催基本方針、会場地選定基本方針、会場地選定基準及び会場地市町村選定の進め方に基づき、市町村と競技団体の開催希望が合致し、競合市町村のないものを第1次選定とする。

番号	競技(種目)	種別	市町村	開催予定施設
1	サッカー	女子	西都市	清水台総合公園多目的広場
2	セーリング	全種別	日南市	日南市大堂津ヨット競技場
3	馬術	全種別	綾町	綾馬事公苑
4	フェンシング	全種別	国富町	アリーナくにとみ
5	ソフトボール	少年男子	日向市	お倉ヶ浜総合公園野球場 お倉ヶ浜総合公園運動広場
		少年女子		
6	銃剣道	全種別	三股町	三股町武道体育館
7	なぎなた	全種別	日之影町	日之影町立日之影中学校体育館
8	高等学校野球 (硬式・軟式)	—	日南市	天福公園野球場 日南総合運動公園野球場 南郷中央公園野球場

注) 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

第 8 1 回 国民体育大会宮崎県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 8 1 回国民体育大会宮崎県準備委員会会則第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

2 委員長及び副委員長は、第 8 1 回国民体育大会宮崎県準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 7 月 9 日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 会場地選定に関する こと。 3 県及び会場地市町村の業務分 担に関する こと。 4 他の専門委員会に属さない重 要な事項に関する こと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関する こと。 2 文化プログラムに関する こと。 3 他の専門委員会に属さない事 項に関する こと。
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等の基本的事項に関 すること。 2 競技運営に係る計画の立案に 関すること。 3 競技用具の整備計画の事項に 関すること。 4 その他の競技運営に係る重要 な事項に関する こと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に 関すること。 2 競技役員等の養成及び編成に 関すること。 3 競技用具整備の推進に関する こと。 4 デモンストレーションスポー ツに関する こと。 5 リハーサル大会に関する こと。 6 競技記録に関する こと。 7 その他競技運営に関する こと。
施設整備専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の基本 的事項に関する こと。 2 開・閉会式会場及び関連施設 整備の基本的事項に関する こと。 3 情報通信施設の基本的事項に 関すること。 4 その他施設に係る重要事項に 関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の調 査、調整等に関する こと。 2 開・閉会式会場及び関連施設 の調査、調整等に関する こと。 3 情報通信施設の調査、調整等 に関する こと。 4 その他施設に係る調査、調整 等に関する こと。
広報・県民運動 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関する こと。 2 県民運動の基本的事項に関す ること。 3 その他広報及び県民運動に係 る重要な事項に関する こと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び啓発の実施に関する こと。 2 県民運動の推進に関する こと。 3 愛称・スローガン、マスコッ ト等に関する こと。 4 報道機関との調整に関する こと。 5 記録映像及び記録写真に関す ること。 6 その他広報及び県民運動に関 すること。